

吉野川市第2次障がい者計画・
第4期障がい福祉計画
(素案)

平成27年1月
吉野川市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 障がい福祉制度の変遷（国の動向）.....	2
3. 計画の位置づけと期間.....	3
第2章 障がい者を取り巻く状況	4
1. 人口構造.....	4
2. 障がい者の状況.....	6
第3章 吉野川市第2次障がい者計画	12
1. 基本理念.....	12
2. 計画の視点.....	13
3. 基本目標.....	13
4. 施策体系.....	14
5. 施策の展開.....	18
第4章 吉野川市第4期障がい福祉計画	46
1. 基本理念.....	46
2. 計画の視点.....	47
3. 基盤整備方針.....	48
4. サービスの利用状況.....	49
5. 成果目標.....	54
6. 活動指標.....	56
第5章 計画の推進体制	68
第6章 関連資料	69
1. アンケート調査結果（抜粋）.....	69
2. 事業所・団体ヒアリング調査結果（抜粋）.....	87
3. 吉野川市第2次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定委員会委員名簿.....	98
4. 計画策定経過.....	98
5. 用語の解説.....	99

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市においては、平成 18 年度に「吉野川市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところです。また、「障がい福祉計画」については、以後平成 20 年度と平成 23 年度に見直しを行い、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保などに努めてきました。

国においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障がいのある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成 26 年 1 月 20 日に国連事務局に批准書が寄託され、同年 2 月 19 日に「障害者権利条約」が発効となりました。平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では障がい者の定義を見直したほか、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会(共生社会)の実現に向け、障がい者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成 26 年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「吉野川市第 2 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画」を策定します。

※障害の表記について

本計画では、これまで「障害」と表記していたものについて、「害」という否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて「障がい」と表記しています。

2. 障がい福祉制度の変遷(国の動向)

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の 3 障がいのサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入など

平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全 50 条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など

平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず相互に個性の差異と多様性を尊重し人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の
「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日
公布・施行
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
- 利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- 障がい福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者虐待防止法」制定

- 平成 23 年 6 月 17 日 成立
- 平成 24 年 10 月 1 日 施行
- 障がい者虐待の防止等
- 虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者の通報義務

「障害者総合支援法」制定

- 平成 25 年 4 月 1 日 施行
- 社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など

「障害者差別解消法」制定

- 平成 25 年 6 月 19 日 成立
- 平成 28 年 4 月 1 日 施行
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

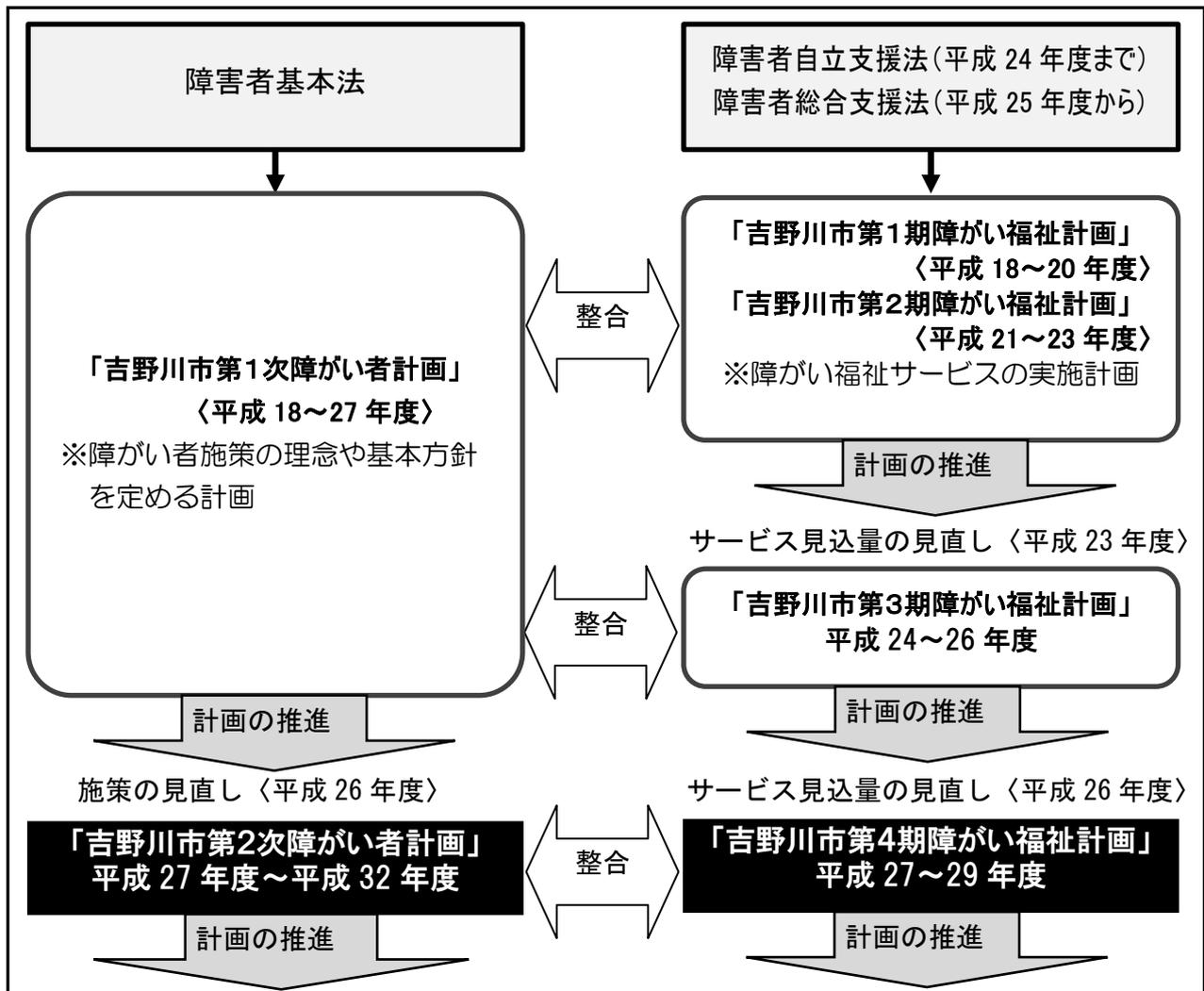
平成 26 年 2 月 「障害者の権利に関する条約」発効

- 平成 26 年 4 月 1 日 施行
- 障がい支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合、地域移行支援の対象拡大

3. 計画の位置づけと期間

「吉野川市第2次障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障がい者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。数値目標については、吉野川市障がい福祉計画において具体的な数値目標の設定を行います。また、国の「障害者基本計画（第3次）」及び本市の「吉野川市総合計画」を上位計画とし、本市の他の関連計画との整合性を踏まえ、策定しています。なお、施策の変更等に応じて、計画の見直しを行っていきます。

「吉野川市第4期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。



第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口構造

(1) 人口の推移

吉野川市における総人口の推移を5年ごとに実施される国勢調査の結果からみると、総人口は昭和60年の49,302人をピークに減少を続けており、平成22年では、昭和60年の89.3%、5,282人の減少となっています。

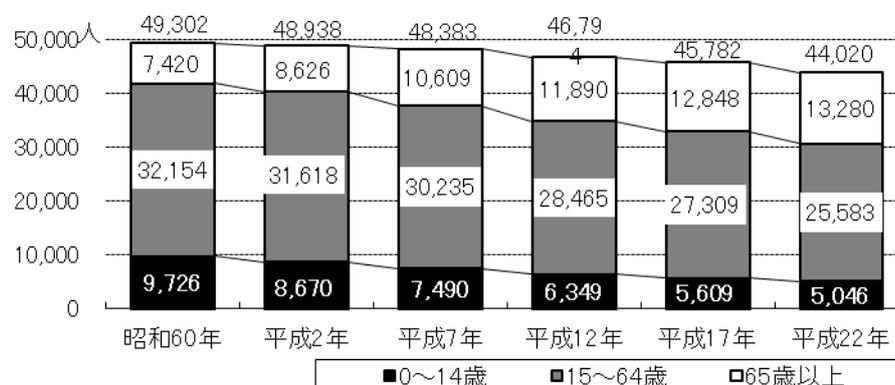
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けており、なかでも年少人口の減少は著しく、昭和60年の19.7%から平成22年の11.5%へと8.2ポイント下降しています。

一方、総人口の減少とは反対に、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けており、総人口に占める割合は、昭和60年の15.1%から平成22年の30.2%へと倍増しており、少子高齢化が顕著となっています。

■ 総人口・年齢3区分別人口の推移

（単位：人）

	総人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
			構成比		構成比		構成比
昭和60年	49,302	9,726	19.7%	32,154	65.2%	7,420	15.1%
平成2年	48,938	8,670	17.7%	31,618	64.6%	8,626	17.6%
平成7年	48,383	7,490	15.5%	30,235	62.5%	10,609	21.9%
平成12年	46,794	6,349	13.6%	28,465	60.8%	11,890	25.4%
平成17年	45,782	5,609	12.3%	27,309	59.7%	12,848	28.1%
平成22年	44,020	5,046	11.5%	25,583	58.1%	13,280	30.2%



※総人口には、年齢不詳人口を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。

資料：国勢調査

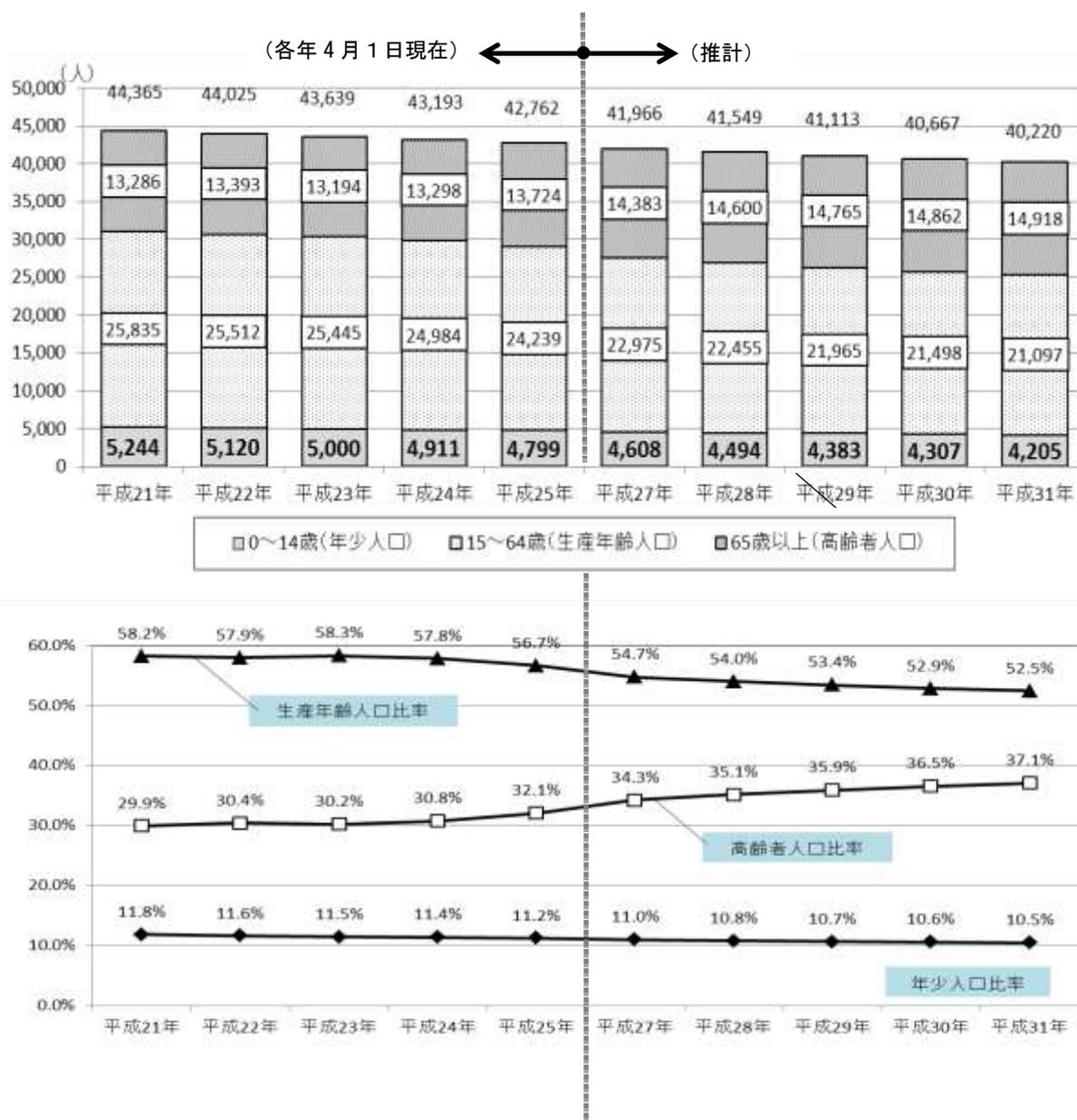
(2)人口推計

平成21年から平成25年までの徳島県の各市町村統計データ（直近の国勢調査結果確定値を基礎として、これに毎月の住民基本台帳法及び戸籍法の定めによる月間届出数を加減して推計したもの）をもとに、コーホート変化率法*により、障がい者計画の計画期間である平成27年から平成31年までの人口を推計すると、以下のグラフのようになります。

総人口は平成31年時点では、平成25年に比べて約2,500人減少する見込みとなっています。年齢3区分別人口では、年少人口及び生産年齢人口がさらに減少し、高齢者人口は増加する見通しとなっています。

*「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年または同じ期間）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

■総人口・年齢3区分別人口の推計



2. 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者について

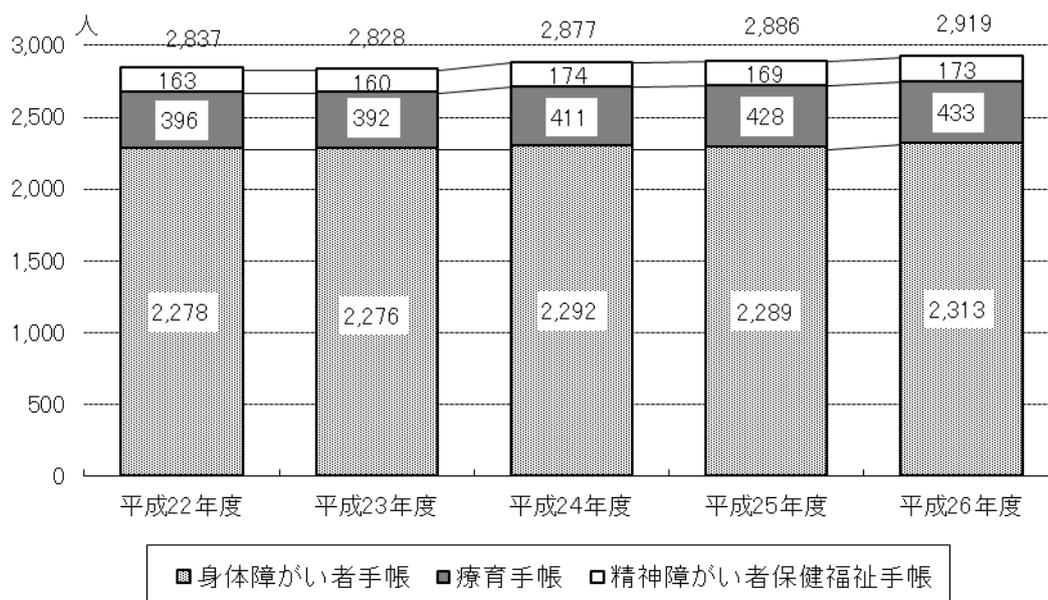
平成 22 年度から平成 26 年度の障がい者手帳所持者数について、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者別割合をみると、各年度とも身体障がい者手帳所持者は約 80%、療育手帳所持者は約 14%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は約 6%の割合となっています。

各年度間の増減をみると、総数では平成 24 年度以降、増加傾向にあり、平成 26 年度が最も多くなっています。なかでも療育手帳所持者の増加傾向が顕著です。

■障がい別手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	人数	構成比								
身体障がい者手帳所持者	2,278	80.3%	2,276	80.5%	2,292	79.7%	2,289	79.3%	2,313	79.2%
療育手帳所持者	396	14.0%	392	13.9%	411	14.3%	428	14.8%	433	14.8%
精神障がい者保健福祉手帳所持者	163	5.7%	160	5.7%	174	6.0%	169	5.9%	173	5.9%
合計	2,837	100.0%	2,828	100.0%	2,877	100.0%	2,886	100.0%	2,919	100.0%



※身体、知的、精神障がいの重複者もいるため、「手帳所持者数」は「障がい者数」と一致しない。

資料：障がい福祉係

(2) 身体障がい者手帳所持者について

身体障がい者手帳所持者は、各年度とも 65 歳以上の高齢者が全体の 7 割以上を占め、等級別では 1 級所持者が最も多く、また、1 級から 3 級所持者までが全体の 6 割以上を占めており、重度障がい者の多いことがうかがえます。障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く、全体の過半数を占めており、次いで「内部障がい」となっています。

■身体障がい者手帳所持者数（各年度 4 月 1 日現在）

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	26	22	24	21	20
18 歳～64 歳	579	597	642	601	575
65 歳以上	1,673	1,657	1,626	1,667	1,718
総数	2,278	2,276	2,292	2,289	2,313

■障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	781	768	788	815	841
2 級	349	349	337	323	311
3 級	319	323	329	324	326
4 級	516	522	520	516	538
5 級	143	144	142	141	136
6 級	170	170	176	170	161
合計	2,278	2,276	2,292	2,289	2,313

■障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
視覚障がい	161	162	161	162	155
聴覚・平衡機能障がい	267	263	269	262	259
音声・言語障がい	15	13	13	16	18
肢体不自由	1,239	1,240	1,234	1,225	1,234
内部障がい	596	598	615	624	647
合計	2,278	2,276	2,292	2,289	2,313

(3)療育手帳所持者について

療育手帳所持者は、各年度とも 18 歳～64 歳が最も多く、全体の 7 割弱を占めています。また、18 歳～64 歳は、近年増加傾向にあります。

障がいの程度別人数を比較すると、各年度とも A2 所持者が最も多くなっています。次いで多いのは、平成 24 年度までは B1 所持者ですが、平成 25 年度以降は B2 所持者が多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	66	68	87	92	87
18 歳～64 歳	276	274	276	283	293
65 歳以上	54	50	48	53	53
総数	396	392	411	428	433

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
最重度 A1	76	76	78	77	75
重度 A2	140	134	137	142	142
中度 B1	109	108	104	102	102
軽度 B2	71	74	92	107	114
総数	396	392	411	428	433

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者について

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、各年度とも 18 歳～64 歳が最も多く、全体の 8 割を超えています。また、18 歳～64 歳は、増加傾向にあります。

障がいの程度別人数を比較すると、2 級所持者が最も多くなっています。次いで多いのは、平成 25 年度までは 1 級所持者ですが、平成 26 年度は 3 級所持者が多くなっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	4	2	4	2	3
18 歳～64 歳	135	137	154	150	154
65 歳以上	24	21	16	17	16
総数	163	160	174	169	173

■障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	51	54	51	50	39
2 級	93	86	94	89	93
3 級	19	20	29	30	41
総数	163	160	174	169	173

(5) 特別支援学級の児童・生徒について

■特別支援学級の在籍者数（各年度 5 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校	57	60	65	60	65
中学校	47	44	33	29	27
小学校児童総数	2,171	2,110	2,098	2,003	1,963
中学校生徒総数	1,008	1,012	977	961	922

(6) 特別支援学校の児童・生徒について

■特別支援学校の吉野川市民在籍者数（各年度5月1日現在）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
幼稚部	0	0	0	0	0
小学部	10	13	18	16	14
中学部	7	7	8	11	14
高等部	13	20	28	26	27
合計	30	40	54	53	55

■特別支援学校中学部卒業生（吉野川市民）の進路（卒業時現在）

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
進学	3	3	2	1	2
専修学校等入学	0	0	0	0	0
就職	0	0	0	0	0
福祉施設通所・在宅等	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	4	3	2	1	2

■特別支援学校高等部卒業生（吉野川市民）の進路（卒業時現在）

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
進学	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	0
就職	0	0	1	0	2
福祉施設通所・在宅等	0	4	3	5	7
その他	0	0	0	0	0
合計	0	4	4	5	9

(7) 自立支援医療費受給者について

■ 自立支援医療費受給者数の推移（各年度実人数）

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
更生医療	27	33	39	34	36
育成医療	—	—	—	—	8

■ 自立支援医療費受給者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
精神通院医療	289	326	352	392	425

第3章 吉野川市第2次障がい者計画

1. 基本理念

○「インクルーシブ」^{※1}と「リハビリテーション」^{※2}の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障がいのある人に対する差別を禁止し、合理的な配慮を行う社会をめざします。

○「ユニバーサルデザイン」^{※3}の考え方を施策推進の基本とし、障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国の人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

※1 インクルーシブ：

「包み込む」という意味で、「包容する」「包摂する」「包含する」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。

※2 リハビリテーション：

障がいのある人の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるように援助する、障がい者の自立と社会参加をめざす施策の理念。

※3 ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつさまざまな特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていかこうとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初からだれにとってもバリアのない社会をめざしていくという考え方。

2. 計画の視点

(1) インクルーシブな社会の視点

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣などの障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁など、あらゆる障壁（バリア）を取り除き、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるよう配慮します。

その結果として、アクセシビリティを向上させ、すべての市民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。

(2) 意思決定の視点

ライフステージのすべての段階において、障がいのある人が自ら選択・決定することができるように、次のことに取り組みます。

○当事者本位の自立した生活を送るために必要となるさまざまなサービスや支援を行います。

○支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む市民の主体的な参加を推進します。

(3) 共生の視点

障がいのある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を、既存の制度・事業等にとらわれることなく提供できるように、次のことに取り組みます。

○事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図ります。

○市民一人ひとりが自立しながら共存し、地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う「共生」のまちづくりを展開します。

3. 基本目標

共に生き、誰もが快適に暮らせるまちをめざして

地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、障がいの有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重しながら、誰もが快適に暮らせるまちをめざします。

4. 施策体系

(1) 理解と交流の促進

施策の方向性	具体的な施策
《1》交流・ふれあいの場の充実	①交流活動の推進
	②福祉施設等イベントへの参加促進
	③地域間交流の促進
	④各種スポーツ大会等への参加
	⑤学校における交流及び共同学習の推進
	⑥移動支援
《2》福祉教育の推進	①交流教育の推進
	②福祉教材の活用
	③教職員の福祉研修の充実
	④福祉教育の内容の充実
	⑤福祉協力校の取組促進
《3》地域福祉とボランティア活動の推進	①地域で支える基盤づくり
	②ボランティア活動の活性化

(2) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の推進

施策の方向性	具体的な施策
《1》早期療育、就学前保育・教育の充実	①乳幼児発達相談事業の充実
	②障がい児保育・教育の充実
	③保育・教育環境の整備
	④専門療育機関との連携
《2》インクルーシブ教育 [*] システムの推進	①インクルーシブ教育システムの構築
	②就学相談・教育相談(発達検査等)の実施
《3》学校教育の充実	①教育・指導の一貫性の確保、指導内容の充実
	②教育施設・設備の改善
	③スクールカウンセラーの充実
	④家庭・学校・特別支援学校・地域など連携の強化
《4》特別支援学校の充実	①特別支援教育の充実に向けた取組
《5》生涯学習	①生涯学習への参加促進
《6》文化芸術活動、スポーツ等の振興	①文化・芸術活動への支援
	②障がい者スポーツの推進

※インクルーシブ教育システム：障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system, 署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。

(3) 雇用・就労支援の促進

施策の方向性	具体的な施策
《1》障がい者の雇用・就業の促進	①就労指導の促進
	②障がい者雇用に対する理解
	③職業相談の充実
《2》福祉的就労の充実	①障がい者就労施設等が提供する物品やサービスの優先調達の推進
《3》総合的な雇用・就労支援施策の推進	①働く場の開拓
	②就業後の職場定着の支援
	③障がい者の市職員への雇用

(4) 保健・医療の充実

施策の方向性	具体的な施策
《1》疾病の予防・早期発見対策の推進	①出産・育児知識の普及
	②乳幼児期における疾病の予防・早期発見
	③学校保健の充実
	④うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療、自殺予防
	⑤生活習慣病の予防・早期発見の促進
《2》早期療育体制の整備	①相談機能の充実
	②子育て教室の充実
	③療育体制の充実
《3》医療・リハビリテーションの充実	①地域医療体制及び緊急医療体制の強化
	②自立訓練の充実
	③医療費公費負担制度の継続
《4》精神保健福祉の推進	①精神障がい者への保健・医療の充実
	②心の健康に関する普及啓発
	③相談対応や訪問による支援の推進
	④精神障がい者の社会復帰の促進

(5) 総合的な地域生活支援

施策の方向性	具体的な施策
《1》相談支援体制の充実	①地域の相談支援体制の充実
	②多様な障がいに応じた相談支援体制の整備
	③情報提供の拡充
《2》在宅サービス等の充実	①地域生活への移行支援
	②サービス支給決定の透明化
	③ケアマネジメントの充実
	④障がい児支援の充実
《3》経済的支援の充実	①各種助成制度の実施
	②各種福祉手当の支給
《4》施策の連携と総合的推進	①見守りネットワークの構築推進
	②障がい者団体の育成
	③介助者の支援
《5》サービスの質の向上	①障がい者に関わる専門従事者の連携・協力の強化
	②福祉人材の育成と確保

(6) 日常生活環境の整備

施策の方向性	具体的な施策
《1》福祉のまちづくりの推進	①公共施設のユニバーサルデザイン化の推進
	②民間施設への啓発
《2》住宅・生活環境の整備	①住まいに関する相談体制の充実
	②障がい者に配慮した市営住宅の整備・利用促進
	③住宅改修への支援
《3》交通・移動対策の推進	①公共交通機関の確保
	②道路など交通環境の整備
《4》防災・防犯対策の推進	①災害予防対策の充実
	②災害時・緊急時の避難誘導対策の充実
	③防犯対策の充実
	④消費者トラブルの防止及び被害からの救済

(7) 差別の解消、権利擁護の推進

施策の方向性	具体的な施策
《1》 障がい者を理由とする差別の解消の推進	①啓発活動の推進
	②「障がい者週間」等の周知
	③精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者等への理解の促進
	④関係機関・組織との連携
《2》 権利擁護の推進	①成年後見制度の普及啓発
	②虐待防止施策の推進

(8) 行政サービス等における配慮

施策の方向性	具体的な施策
《1》行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	①情報提供の充実
	②意思疎通支援の充実
	③市職員等の障がい者理解の推進
《2》アクセシビリティの向上	①行政情報のバリアフリー化
	②選挙における障がい者配慮

5. 施策の展開

(1) 理解と交流の促進

だれもが互いに尊重しあい、ともに生活できる「共生のまちづくり」を進めるため、障がいのある人とない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障がいや障がい者に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

現状と課題

【障がい者アンケート調査結果】

- ・障がい者が地域活動に参加する場合に問題となることは、「移動が大変」20.0%で「健康や体力に自信がない」34.5%に次いで高い割合を示しており、移動手段の確保が求められます。

【ヒアリング調査結果】

- ・地域の方と触れ合えるイベントを実施してほしい。
- ・各種行事に参加しやすくするための交通手段の確保が必要。
- ・多くの方が障がいを理解できる学習会・研修会の開催をしてほしい。

【市等の取り組み状況・課題】

- ・特別支援学校と近隣の小・中学校との交流。
- ・学校祭・運動会でのボランティア活動。
- ・人権啓発推進員との交流会、盲導犬の授業等の実施。
- ・総合的な学習の時間での障がい者福祉施設への訪問や交流活動。
- ・教材作成・活用を進めている学校がある。
- ・DVD 視聴や副読本等を用いての障がいに対する理解教育や、障がいや障がい者に対する理解を進める学習。
- ・学校での人権コンサート、各種団体での人権研修などを定期的にも実施。
- ・教職員の福祉研修について授業研究会等を実施していく必要がある。

《1》 交流ふれあいの場の充実

今後の方向性

- ・第1次障がい者基本計画に引き続き、ボランティア・NPO、障がい者関係団体等が交流し、ふれあうことのできる場を充実することにより、ノーマライゼーションの理念を推進します。
- ・共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、そのためには、特別支援教育の充実を図り、交流及び共同学習をさらに推進していく必要があります。

推進施策

①交流活動の推進	○障がい者同士、障がいのある人とない人との交流を深めるためにさまざまな人が参加できる行事を開催します。
②福祉施設等イベントへの参加促進	○各施設でスポーツ交流試合などへの住民の参加を呼びけ、お互いが理解を深め、ともに楽しむ機会の充実を図ります。
③地域間交流の促進	○県内外の他地域との交流をはじめ、各種地域間交流事業に障がい者の参加を求め、多様な交流の機会確保に努めます。
④各種スポーツ大会等への参加	○障がい者スポーツ大会などへの参加を促進し、市、県、全国の障がい者・支援者とのスポーツによる交流を促進します。
⑤学校における交流及び共同学習の推進	○小・中学校において、特別支援学級と通常の学級との交流や、特別支援学校との交流、地域で生活する障がい者との交流を通して、お互いの人格を尊重しあい、正しい理解と認識を深める教育を推進します。
⑥移動支援	○地域生活支援事業の移動支援事業を活用し、障がい者の社会参加機会の拡大に努めます。

《2》福祉教育の推進

今後の方向性

- ・今後とも、障がい者福祉施設への訪問活動・交流活動や、特別支援学級在籍の児童生徒と通常の学級在籍の児童生徒との交流及び共同学習を積極的に行い、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、相互に認め合える共生社会の基盤となる仲間づくりを推進します。

推進施策

①交流教育の推進	○市内の障がい者福祉施設への訪問活動、交流活動など、生きた福祉教育・ボランティア教育を行います。 ○各学校で特別支援学級と通常の学級の児童・生徒がともに学習する交流及び共同学習の充実を図ります。
②福祉教材の活用	○障がい者、障がい者施設職員、ボランティア等の協力を得て、障がい者福祉教材を作成し、活用に努めます。
③教職員の福祉研修の充実	○教職員の福祉教育指導力を高め、教育内容を充実するために、施設でのボランティア実習を含めた教職員の福祉教育研修への参加の推進や福祉教育の授業研究会等を実施します。

④福祉教育の内容の充実	○障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるために、人権や障がい者問題などに関する講座や講習会の開催を企画します。
⑤福祉協力校の取組促進	○福祉教育の一環として障がい者施設への訪問等、障がい者関連のボランティア活動の実践を促進します。

《3》 地域福祉とボランティア活動の推進

今後の方向性

- ・障がい者が地域社会で自立していくには、地域で支える基盤づくりが不可欠であり、地域での支援ネットワークづくりの充実に努めます。

推進施策

①地域で支える基盤づくり	<p>○見守り・支え合いが必要な障がいのある人に対して、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、自治会などによるネットワークの形成を図ります。</p> <p>○障がいのある人等の要配慮者の孤立化防止のための制度の推進を図ります。</p> <p>○市内には、障がい者福祉施設だけでなく、各種福祉施設、教育関係施設などさまざまな公共的な施設があることから、関係機関の連携・調整による工夫により、できる限り既存の資源を障がい者福祉の資源として活用していきます。</p>
②ボランティア活動の活性化	○ボランティアに対する啓発や情報提供の充実、活動支援などを行い、市民がボランティア活動に参加できるように広報などを活用して啓発活動を行い、ボランティア組織の育成・強化を図ります。また、各種ボランティア活動の質・量の充実に向けた取組を支援するため、学校教育、社会教育及び生涯学習の幅広い分野で市民のボランティア活動に対する理解を深めるよう努めます。

(2)教育、文化芸術活動、スポーツ等の推進

障がいのある子もいない子も一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに学び、育つことは、住みなれた地域で暮らし、豊かな生活を送るうえで非常に重要な要素となるものです。このため、地域の学校・保育所と特別支援学校、関係機関等の緊密な連携のもとに、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の推進を図ります。

現状と課題

【障がい者アンケート調査結果】

- ・通学・通園に関して感じることでは「今の保育所や学校に満足している」45.0%、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」35.0%、「他の児童・生徒とのふれあいが少ない」30.0%、「進路指導が不十分である」30.0%の順となっています。

【ヒアリング調査結果】

- ・障がい児も健常児も同じ教育を受けられるよう施設のバリアフリー化を希望。
- ・障がい児だけのスポーツ大会を開催してほしい。
- ・障がい児に対して、いじめのない教育指導をお願いしたい。
- ・障がいの無い子どもに深い理解をしてもらえることが重要。

【市等の取り組み状況・課題】

- ・障がいの内容が多様になり、様々な機関との連携や研修を増やす必要がある。
- ・障がい児をできる限り保育所で受け入れ、障がいのない子どもと一緒に生活することで、お互いに協力する場となっている。
- ・障がい児が安心・安全な保育環境の中で生活できるよう施設の整備を行っている。
- ・早期からの教育相談・支援体制の構築を目指し、特別支援連携協議会を柱に、福祉・医療等の関係部局・関係機関との連携を進めている。
- ・早期から就学後も継続した相談・支援が行えるよう、教育支援委員会を年間2回開催し、本人や保護者と教育委員会及び学校とが双方の合意形成を図りながら、就学先を決定し、就学先決定後も継続した教育相談や支援が受けられる体制整備を進めている。
- ・保育所・幼稚園の教職員の合同研修会を実施し、就学前の幼児の支援や指導の充実を図っている。また、県や市が実施する研修会や講座等への積極的な参加により、教職員の指導力の向上に努めている。
- ・地域文化の振興及び文化団体の交流の場を目指し、文化祭等で作品の展示・発表会を実施しているが、現状では障がい者の文化活動の推進には十分な成果が表れていない。
- ・障がい者社会参加支援事業で、スポーツ教室を開催している。
- ・市が管理運営する社会体育施設で、個々の障がい者関係団体や個人がスポーツ活動を行っているが、スポーツ大会等で参加者の拡大を図るなどの障がい者スポーツの推進までは至っていない。

《1》 早期療育、就学前保育・教育の充実

今後の方向性

- ・ 関係機関との連携強化、相談機関の啓発により相談しやすい環境整備を推進します。
- ・ すべての職員（保育士等）が最新の研修を受けられるよう見直しや調整を行います。
- ・ 保育所の耐震化はされていますが、施設の老朽化により、施設の改修、または統合をし、障がい児の受け入れを幅広くしていきます。
- ・ 多様化する障がいの程度や種類にいち早く察知し、各機関や保護者と密に連携をとり、できる限り実態に応じた療育ができるよう努めます。

推進施策

①乳幼児発達相談事業の充実	○発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児、育児に不安を持つ親などの相談に応じられるよう、相談・助言・指導体制を充実します。
②障がい児保育・教育の充実	○通所、通園ができ、かつ集団保育が可能な障がい児をできるかぎり保育所・幼稚園で受け入れ、障がいのない乳幼児と遊びや生活をともにする統合保育・教育を推進します。また、研修の充実などにより保育士・幼稚園教諭の障がい児に対する保育・教育指導力の育成に努めます。 ○通所事業所等で行っている内容を、保育所でも活かせるよう事業所と連携して研修を実施し、専門的なノウハウを取り入れていきます。
③保育・教育環境の整備	○障がい児保育・教育を推進するため、スロープや洋式トイレの設置など施設・設備の改善、保育所・幼稚園の環境整備に努めます。
④専門療育機関との連携	○保育所・幼稚園に通所・通園している障がい児のうち、専門的医療・療育などが必要な乳幼児については、福祉総務課、子育て支援課、健康推進課、教育委員会、医療機関、保健所、児童相談所など、関係機関との連携を密にし、障がいの実態に応じた継続的な療育を行います。

《2》 インクルーシブ教育の推進

今後の方向性

- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちが共に学ぶことができ、合理的配慮により一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。
- 保育所・幼稚園等を通じて、早期発見・早期支援の必要性を周知し、早期からの情報提供や、早期相談等を進め、柔軟できめ細かな対応ができる一貫した支援体制の構築を進めます。また、特別支援連携協議会・教育支援委員会の活動を充実させ、関係機関等との連携・相談活動の強化を図ります。

推進施策

①インクルーシブ教育システムの構築	○障がい児に対する合理的配慮等の指導・支援については、子ども一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図ったり、充実させていくよう努めます。
②就学相談・教育相談（発達検査等）の実施	○特別支援連携協議会での情報交換など、学校との連携を密にし、本人・保護者の希望、障がいの実態、通学などを十分に考慮した就学相談・教育相談を実施します。

《3》 学校教育の充実

今後の方向性

- 保育所・幼稚園から小学校への就学移行期については、就学移行連携会を開催し、支援が必要と思われる児童生徒についての情報交換を行うことで、円滑な移行をめざす取組を進め、連携を図っています。小学校・中学校・高等学校等への移行期においても、相談ファイルの活用や、「個別的教育支援計画」等を活用し、移行期の支援体制構築に向けて更なる取組を進めていきます。
- 県や市が実施する研修会等への積極的な参加を促進し、教職員の指導力の向上に努めます。
- 保育所施設の老朽化により、改修又は統合をし、障がい児の受け入れを幅広くしていきます。
- 学校等施設のバリアフリー化を実施します。
- 多様化する障がいの程度や種類にいち早く察知し、各機関や保護者と密に連携をとり、できる限り実態に応じた療育ができるよう努力します。
- 適応指導教室のカウンセラー、市スクールカウンセラーとともに、家庭への周知・広報を図り、活用促進に努めます。

推進施策

①教育・指導の一貫性の確保、指導内容の充実	<p>○学校教育と保育・療育の一貫性を確保するために、保育所、幼稚園、諸学校の連携強化に努めます。</p> <p>○県の実施している研修、講座等への参加により教職員の指導力の向上、児童・生徒の教育・療育相談内容、指導内容の充実を図ります。</p>
②教育施設・設備の改善	<p>○障がい児がより適切な環境の中で教育を受けられるよう、スロープ、洋式トイレの設置など学校施設・設備の改善を推進します。</p>
③スクールカウンセラーの充実	<p>○児童・生徒、保護者等の教育・教育環境・進路などの悩みに、専門的に応じるスクールカウンセラーの充実を図ります。</p>
④家庭・学校・特別支援学校・地域など連携の強化	<p>○障がい児が可能な限り地域で自立して生きていくために、家庭・学校（特別支援学級）・特別支援学校などが連携し、地域での交流機会の整備を図ります。</p>

《4》 特別支援教育の充実

今後の方向性

- ・特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育についての理解の促進、相談支援体制の充実を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的なニーズに応じて適切な支援を行うように努めます。

推進施策

①特別支援教育の充実に向けた取組	<p>○校内委員会の設置やコーディネーターの指名など、支援体制の整備に努めます。</p> <p>○教職員に対する研修を実施し、障がいの特性に応じた教育を推進します。</p>
------------------	--

《5》生涯学習

今後の方向性

- ・今後も継続して、障がい者にとって利用しやすい社会教育施設の整備に努め、生涯学習の拠点としての役割を果たすとともに、各公民館においても障がい者問題を含めた人権学習についての啓発を行っていきます。

推進施策

①生涯学習への参加促進	○障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい、社会教育施設の充実に努めます。また、各種講座や教室に関する情報提供を充実させるとともに、講座内容の充実を図り、学習活動を支援します。
-------------	--

《6》文化芸術活動、スポーツ等の振興

今後の方向性

- ・今後も継続して、障がい者が文化活動の成果を展示・発表する場を増やし、市民が障がい者問題への理解を深める機会を提供します。
- ・今後も継続して、スポーツ推進委員・体育協会理事等のスポーツ指導者と連携し、障がい者スポーツの推進に取り組むと同時に、誰もが参加できるスポーツの導入を図ります。
- ・障がい者関係団体やボランティア等との連携を強化し、競技種目・実施方法の充実を図ります。

推進施策

①文化・芸術活動への支援	○障がい者の文化活動などの成果を発表し、多くの市民が障がい者問題への理解を深めることのできる機会の提供に努めます。
②障がい者スポーツの推進	○スポーツ指導員などと連携し、障がい者スポーツの推進を図ります。 ○参加者の拡大を図るため、障がい者関係団体やボランティアなどとの連携を強化し、競技種目・内容や実施方法の充実を図ります。

(3) 雇用・就労支援の促進

障がい者が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を回避し、社会の中での役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

各種制度の活用を通じて民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。

また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場・活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

現状と課題

【障がい者アンケート調査結果】

- ・勤務形態について「自営業、農林水産業など」37.2%、「正社員(正職員)で、他の社員(職員)と勤務条件等に違いはない」34.9%、「パート、アルバイト等の非常勤社員(職員)、派遣社員(職員)」20.9%となっています。
- ・就労意向については「仕事がしたい」知的 36.1%、精神 40.9%と回答がありました。
- ・職業訓練などの意向については全体で「受けたい」が 7.7%となっていますが、精神では 36.4%の方が「受けたい」と答えています。
- ・障がい者の就労支援で必要なことでは「障がいに合った仕事」36.6%、「障がいに合った勤務条件」30.2%、「障がいに対する周囲の理解」29.7%などが高くなっています。

【ヒアリング調査結果】

- ・本人が生きがいを持って取り組めることと収入面での安定が必要。
- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を強化が必要。
- ・定着支援や雇用先の確保が不足している。
- ・企業側との理解を深めるための交流、講習会を実施が必要。
- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との関係によるジョブコーチの育成支援が重要。
- ・トライアル雇用やステップアップ雇用のような制度の積極的活用と受け入れ企業の雇用開拓・啓発促進を進めていく必要がある。

【市等の取り組み状況・課題】

- ・障がい者雇用に関してハローワークとの連携が必要。
- ・本人の希望と能力・特性を勘案し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し就労を支援している。一般就労・福祉的就労ともに細やかな相談体制の構築ができている。

《1》 障がい者の雇用・就業の促進

今後の方向性

- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター、社団法人徳島県雇用支援協会等と連携し、一般就労を促進していきます。
- ・障がいのある人の働く場所を確保するため、事業主への周知・啓発活動などを通じて、障がい者雇用に対する理解を深めていきます。

推進施策

①障がい者の就労支援	○ハローワークと連携し、障がい者への職業紹介・相談、事業者への障がい者の求職情報の提供などを促進し、障がい者の就労を支援します。
②障がい者雇用に対する理解	○「障がい者雇用支援月間」（9月）などを中心に、市内の事業者の障がい者雇用に対する理解と積極的な協力をハローワーク及び社団法人徳島雇用支援協会と連携し推進します。
③職業相談の充実	○障がいの内容及び程度、障がい者一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、ハローワーク等との連携の下、職業相談体制の充実に努めます。

《2》 福祉的就労の充実

今後の方向性

- ・障がい者就労施設等が提供する物品やサービスに関して優先調達方針をたて、調達実績の公表を行い、推進していきます。

推進施策

①障がい者就労施設等が提供する物品やサービスの優先調達の推進	○障がい者就労施設等からの優先調達方針をたて、調達実績を公表します。また、庁内会議において、物品購入等の際、優先的な利用を依頼します。 ○庁内掲示板に、障がい者施設における調達可能な物品リストを掲載し、調達の際の参考にします。
--------------------------------	--

《3》 総合的な雇用・就労支援施策の推進

今後の方向性

- 障がい者が長く働き続けることができるよう、働く場の開拓を行い、また、職場に定着できるように支援していきます。
- 市役所等の公的機関において、障がい者の雇用促進を図ります。

推進施策

①働く場の開拓	○障がい者の法定雇用率未達成の事業所に対し、関連機関と連携して指導を行い、民間企業における雇用を促進します。
②就業後の職場定着の支援	○障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場に向いて直接的専門的支援を行います。
③障がい者の市職員への雇用	○市役所等の公的機関において、障がい者の雇用を促進します。

(4) 保健・医療の充実

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等の充実に努めていきます。

現状と課題

【障がい者アンケート調査結果】

- ・通院時に困ることについて「医療費や交通費の負担が大きい」16.6%、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」13.7%が高くなっています。

【ヒアリング調査結果】

- ・健康な生活を送るための、病気にならない保健や医療の取り組みを望む。
- ・通院の移動手段に困っている人が多い。
- ・医療費が高額になるため、自己負担金の助成制度施策の検討。
- ・人工呼吸器の装着等、常時医療ケアが必要な重度心身障がい児が日中や夜間に利用できる施設が無い。身近な地域にある医療機関が受け皿になってほしい。

【市等の取り組み状況・課題】

- ・マタニティ教室、母子手帳交付時に健康管理等についての情報提供、出産・育児について電話相談及び家庭訪問を実施している。
- ・健診等により発見された、発達の遅れや障がいのあることが疑われる乳幼児、育児に不安を持つ親などに対し、個別相談、訪問等で情報提供を行っている。
- ・1歳6か月児健診や3歳児健診において、心身の成長発達を診査している。
- ・療育方法について、種々の相談機関や医療機関の紹介を行うとともに、継続して支援を行っている。
- ・子育て支援課主催で月1回開催される支援者会議にて、支援の必要な児童の情報共有を行い、連携して支援を行っている。
- ・各学校で基本的な生活習慣の習得、定期健康診断を実施し、病気の早期発見や治療の啓発に努めるとともに、健康教育を推進している。
- ・生活習慣病の予防・早期発見のため、健康診査および各種がん検診を実施している。
- ・こころの健康づくり講演会を開催し、精神疾患や自殺予防の基礎知識を普及することにより、早期の気づきを誘発し自殺予防につなげている。
- ・障がい者手帳の新規取得時に医療費公費負担制度について説明を行い、該当者には申請を促し、申請があれば迅速に処理し、適切な運用・給付を心がけている。
- ・平成25年4月から自立支援医療（育成医療）費の給付を行っており、広報紙・ホームページにより制度の周知を図っている。
- ・実施機関を問わず、医療機会の提供等に努めることで、精神障がい者の負担軽減、自立支援を行っている。
- ・退院促進事業対象者については保健所等関係職種と連携し社会復帰に向けた支援をしている。

《1》 疾病の予防・早期発見対策の推進

今後の方向性

- ・障がいの発生予防、早期発見、早期治療対策は障がい者福祉の原点であり、障がいの発生予防に、引き続き取り組んでいきます。また、妊娠期からの切れ目のない支援をし、妊産婦および乳幼児の保健対策の充実を目指します。
- ・マタニティ教室の父親参加を増やし、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・健康診査の内容の評価・改善を行い、障がいの早期発見と早期対応を図ります。
- ・今後も広報や研修会を通して自殺予防の普及啓発を図ります。
- ・生活習慣病の予防・早期発見に関しては、健康診査受診後のフォロー体制の充実を図ります。

推進施策

① 出産・育児知識の普及	○保健と教育の連携による思春期保健対策の充実に努めるとともに、妊娠・出産・育児についての不安解消と正しい知識の普及のために、パンフレット、母子健康手帳の交付等による情報提供、マタニティ教室の充実、妊婦・育児相談、電話相談など母子保健事業の充実を図ります。
②乳幼児期における疾病の予防・早期発見	○乳幼児の成長・発達に合わせた各種健康診査を充実し、乳幼児期における疾病の予防・早期発見に努めます。また、発達の遅れ、疾病や障がいのあることが疑われる乳幼児については、保健師による訪問指導を充実し、保健所・児童相談所など関係機関との連絡・調整により、早期の治療・療育に結びつけるように努めます。
③学校保健の充実	○児童・生徒の健康の保持・増進を図り、将来、健康な生活を送るうえでの生活習慣を身につけさせるため、成長の段階に応じた健康教育を推進するとともに、健康診断の充実を図ります。
④うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療、自殺予防	○学校、地域、職域保健の充実、連携の強化を図り、自殺の予防も含めた住民の理解向上を促すことにより、早期発見・早期治療に結びつくよう努めます。
⑤生活習慣病の予防・早期発見の促進	○壮年期、高齢期に、疾病による障がいの発生が多く見られる中で、健康管理への指導、日常生活に対する相談・指導を充実するため、健康診査受診率の向上に努めます。また、疾病や早期発見による後遺症の予防に努めます。

《2》 早期療育体制の整備

今後の方向性

- ・ 今後も関係機関との連携強化を図りながら、相談機能の充実、療育体制の充実を図っていきます。

推進施策

①相談機能の充実	○発達の違いや障がいのあることが疑われる乳幼児、育児に不安を持つ親などへの相談・指導体制を充実し、障がいの理解による不安の解消を図るとともに、家庭療育に関する技術的な相談・指導と、的確な情報提供を行います。 ○障がいの実態に応じた適切な相談・指導と療育サービスの提供ができるよう、医療機関、福祉施設、児童相談所など関係機関との連携を強化します。
②子育て教室の充実	○乳幼児健康診査の結果、経過観察が必要な乳幼児を対象に、集団での遊びを通じて、定期的・継続的な観察を行うとともに、子育て教室の整備を図ります。
③療育体制の充実	○保育所や子育て教室と医療機関、保健所、児童相談所など関係機関との連携を強化し、障がい児の把握とひとり一人の障がいにあった保育や指導体制づくりを進めるなど、療育体制の充実を図ります。

《3》 医療・リハビリテーションの充実

今後の方向性

- ・ 地域医療体制および緊急医療体制の強化の施策については、重要であり今後も継続して事業を実施します。自立支援医療、重度心身障がい者医療を継続して実施し、安心して医療を受けられる環境づくりに努めていきます。

推進施策

①地域医療体制及び緊急医療体制の強化	○障がいの実態にあった治療、リハビリテーションなどが適切に受けられるよう、医院、専門病院など、医療機関の連携を強化するとともに緊急医療体制を充実します。
--------------------	--

②自立訓練の充実	○障がいにより身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための訓練を行います。また、介護保険制度との連携を図りつつ、加齢にともなう身体機能の低下によって、リハビリテーションが必要な人への対応の充実に努めます。
③医療費公費負担制度の継続	○重度障がい者の健康管理と患者家族の医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生・育成医療）費の給付、重度心身障がい者等医療費助成事業など医療費の公費負担制度の適切な運用を図ります。

《4》精神保健福祉対策の推進

今後の方向性

- ・今後も広報や研修会を通して精神保健に関する知識の普及啓発に努めます。
- ・今後も引き続き保健所と連携し、障がいに悩んでいる方々の支援を行っていきます。
- ・障がい者自立支援協議会等の場を通じ、定期的に情報交換をしながら、医療機会の提供等を適切に行えるよう努めます。
- ・障がい者自立支援協議会や精神専門部会を通じ、各種制度や各機関の現状を職員が把握することで、外部機関との連携を強化し、障がい者支援サービスの向上を目指します。
- ・今後も関係職種と連携しながら社会復帰をめざす精神障がい者を支援していきます。

推進施策

①精神障がい者への保健・医療の充実	○保健所との連携を図りながら医療費の公費負担を継続して実施し、地域での適切な医療機会の提供と精神科病院入院患者への適切な処遇の確保が図られるよう努めます。 ○精神障がい者に対し適切な治療が受けられるよう、適宜ケア会議を行い、保健所を始め各関係機関と情報共有し、連携を図っています。
②心の健康に関する普及啓発	○保健所、職域保健と連携し、住民の精神保健に関する正しい知識の啓発、支援組織の育成、精神保健相談など心の健康保持に関する事業の推進に努めます。
③相談対応や訪問による支援の推進	○保健所等と連携し、相談対応や訪問による支援を推進していきます。
④精神障がい者の社会復帰の促進	○保健所、周辺市町の関係機関、地域との連携により、社会復帰をめざす精神障がい者への健康教育・相談・訪問事業の充実、福祉サービスの充実に努めます。

(5) 総合的な地域生活支援

障がい者が住み慣れた家庭や地域で、いきいきと安心して生活が営めるよう、引き続き障がい福祉サービスや相談支援体制の充実に取り組み、障がい者が自立した生活を送ることができるよう支援します。また、障がい児が乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で受けることができる体制の整備を進めます。

現状と課題

【障がい者アンケート調査結果】

- 地域での生活意向について「今のまま生活したい」65.9%と高くなっています。
- 地域で生活するための必要な支援について身体では「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」49.1%、知的・精神では「経済的な負担の軽減」知的 46.2%、精神 54.8%が最も高くなっています。他、身体・知的では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」身体 39.1%、知的 43.6%、精神では「相談対応等の充実」38.1%が高くなっています。

【ヒアリング調査結果】

- 手話奉仕員（通訳者）養成、手話通訳者派遣事業の充実が不可欠。
- 障がい者やその家族、地域住民が気楽に触れ合える憩いの場が地域にあれば身近な問題や早期発見、情報共有などが図れるのではないかと。
- 個別相談や個別支援会議で出された課題をサービス調整会議で共有し、支援課題を集約した地域課題を解決する為に自立支援協議会を活用していきたい。

【市等の取り組み状況・課題】

- 一般相談支援事業所による地域移行支援・地域定着支援等のサービスを利用し、地域生活におけるサポートを実施している。
- 障がい者自立支援協議会を設置し、関係機関とのネットワーク構築を図り、地域での支援体制を整備し、障がい者虐待防止推進部会と精神障がい者支援部会の専門部会を立ち上げた。
- 障がい程度区分の認定にあたり、医師を含めた複数の委員からなる審査会を中央広域連合で開催し、適正に障がい程度区分の認定を行うことができている。
- 高度な専門知識を有する相談支援専門員による相談支援事業所に委託することにより、ケアマネジメントの充実を図っている。
- 各種福祉手当の申請があれば、医師診断書・調査により適否の判定を行い、迅速に処理を進めている。
- 団体の自立を進めるように促していますが、なかなか難しい状態。どの団体も会員数は減少傾向にあり、役員は高齢化し、組織力の強化に課題がある。

《1》 相談支援体制の充実

今後の方向性

- 引き続き、自立支援協議会においてサービス提供事業者間の連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
- 障がい者が地域で自立して生活し続けるため、日常生活に関わるさまざまな相談事を気軽に相談できる、相談支援体制の整備を推進します。

推進施策

①地域の相談支援体制の充実	○福祉総務課、社会福祉協議会、保健所など関係機関・団体との連携を強化し、相談・情報提供からサービスの提供まで一貫して相談・支援に応じる障がい者相談・支援体制を促進します。また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす定期的な協議の場として障がい者自立支援協議会を開催し、関係機関によるネットワーク構築、地域で支える支援体制を整備します。
②多様な障がいに応じた相談体制の整備	○障がい者に関する相談・情報提供からサービスの提供まで総合的な相談に応じる窓口の充実に努めます。
③情報提供の拡充	○障がい者事業紹介のパンフレットの充実に努めるとともに、障がいの実態にあった多様な情報提供に努めます。

《2》 在宅サービス等の充実

今後の方向性

- 障害者総合支援法では「障がい支援区分」の認定にあたり、知的障がい者、精神障がい者の特性に応じて行われるよう、適切な配慮その他必要な措置を講ずるものとされ、より透明性・公平性が図られます。身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病の各分野の均衡に配慮した合議体を構成し、今後も公平・公正な審査が行えるように努めます。
- 障がい者が福祉サービスを利用し、地域で安心して暮らしていくための援助するため、相談支援事業所と連携をとり、情報共有しながら相談支援体制の充実に努めます。
- 今後も確保されたサービス提供体制を十分に活用し、障がい者（児）自身が必要なサービスを選択・決定できるようニーズの把握に努め、また、サービス基盤整備に努めます。

推進施策

①地域生活への移行支援	○福祉施設入所者や入院中の精神障がい者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援に引き続き取り組むとともに、自宅で生活している障がい者も安心して地域生活が継続できるよう、必要な支援や地域との交流の促進を図ります。
②サービス支給決定の透明化	○障がい支援区分の認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を中央広域連合で開催し、適正に障がい支援区分の認定を行います。
③ケアマネジメントの充実	○サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、ケアマネジメントの質の向上と人材の確保に努めます。
④障がい児支援の充実	○障がい児の年齢、障がい特性に応じ、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の各サービスの提供と基盤整備に努めます。

《3》 経済的支援の充実

今後の方向性

- ・障がい者手帳の所持者が増加しており、各種福祉手当等要件に該当するケースも増加すると見込まれるため、さらなる制度の周知と、制度該当者の適切な把握・支援に努めます。

推進施策

①各種助成制度の実施	○障がい者に対する税制上の優遇措置や移動・交通に係る各種助成制度の周知を図ります。
②各種福祉手当の支給	○特別障がい者手当や障がい児福祉手当等、各種福祉手当の支給を実施します。障がい者手帳の所持者が増加する中、受給資格者に対して不利益が生じないように、手続きに関して適切な情報提供を行います。

《4》 施策の連携と総合的推進

今後の方向性

- ・災害時要援護者台帳のシステム化を行い、より一層のネットワークの構築を推進します。
- ・障がい者の自立・社会参加が図れるよう、障がい者団体の育成、介助者の支援を推進します。

推進施策

①見守りネットワークの構築推進	○民生委員・児童委員等関係者との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。
②障がい者団体の育成	○身体障害者会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会等の障がい者団体の育成を進め、障がい者の自立と社会参加、交流を促進します。
③介助者の支援	○介助者の負担を軽減するため、介助者の支援に努めます。また、介助者の高齢化や介助者の亡き後といった不安にも対応できるように福祉サービスの充実に努めます。

《5》 サービスの質の向上

今後の方向性

- ・障がい福祉サービスの質の向上を図るため、専門従事者との連携、協力、福祉人材の育成と確保を推進します。

推進施策

①障がい者に関わる専門従事者の連携・協力の強化	○障がい福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、障がい者に関わる専門従事者や関係団体との連携・協力を推進します。
②福祉人材の育成と確保	○福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、徳島県やハローワークなどの関係機関と連携した取組を推進します。 ○学校における福祉教育の推進や中高生への実習機会の提供、また、男性のヘルパーに対する福祉・介護の資格や仕事への啓発など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。

(6) 日常生活環境の整備

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活基盤である暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー化、防災・防犯・交通安全面での障がい者への配慮などが欠かせません。

このため、障がい者をはじめとするすべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、地域をあげた防災・防犯対策、支援体制づくりに努めます。

現状と課題

【障がい者アンケート調査結果】

- ・外出する時に困ることについて「駅や道路に階段や段差が多い」19.2%、「列車やバスの乗り降りが困難」12.3%と高くなっています。
- ・災害時の避難について「一人で避難できない」38.4%、近所に助けてくれる人がいるかの問では「いない」が27.8%となっています。
- ・災害時に困ることについては「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」38.4%、「避難場所まで行けない」33.2%と高くなっています。

【ヒアリング調査結果】

- ・スロープが急で車椅子や電動車椅子の通行に不安定な状況が見受けられるので、緩やかなスロープに改善してほしい。
- ・災害緊急時の支援について、重度障がい者の実態把握ができていない。
- ・災害緊急時の支援については、ネットワークづくりの事前の対策が必要。
- ・災害時に一番被害に遭うものが、視覚障がい者や聴覚障がい者並びに重度障がい者の方。障がい者用の災害対応マニュアル等の作成をしてほしい。
- ・避難所における障がい者等の受け入れ体制の整備等が必要。
- ・災害時や緊急時に、聴覚障がい者へ情報を伝達するにはどういった工夫が必要か、市が主導して住民を巻き込み、みんなで検討していく取り組みが大切。
- ・目で見ても認識できる情報機器や、手話及び字幕付放送の専用アダプターを設置し、障がいに応じた情報提供を積極的に取り入れるべき。
- ・災害対策としては、自治会単位での災害弱者名簿を作成。名簿作成を通じて地域力の向上につなげて行くことができればよい。

【市等の取り組み状況・課題】

- ・新築時にはバリアフリー化を行っている。
- ・路線バスを利用している方が年々減少しており、収支は赤字であるため、路線維持が困難になる恐れがある。
- ・障がい者や高齢者が車いすで通行しやすいよう、歩道の高さが低いセミフラットタイプの歩道整備などのバリアフリー整備を推進している。
- ・防災啓発事業に講師を派遣するなど、援助者に対し防災知識の普及啓発を行っている。各地区自主防災会実施する防災訓練において要援護者支援訓練の項目を取り組み避難時の誘

導法の体得を図っている。

- ・災害時用援護者台帳を整備し、関係機関で情報交換を行うことにより、災害時要援護者避難支援体制の確保に努めている。
- ・防犯パトロールについては、定期的に行っている。
- ・安心・安全な街づくりを目指すため必要箇所については、防犯灯を設置している。
- ・徳島県警のホームページ「安心メール」の自動登録などを呼びかけ情報の共有化を図っている。

《1》福祉のまちづくりの推進

今後の方向性

- ・所管部署と協調し、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

推進施策

①公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	○公共施設等におけるバリアフリー化、新設の際に計画段階からのユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
②民間施設への啓発	○バリアフリー法の周知を図り、事業者への理解促進と施設の整備改善を要請していきます。

《2》住宅・生活環境の整備

今後の方向性

- ・改修整備を主に障がい者や高齢者の利用に配慮した整備に努めます。

推進施策

①住まいに関する相談体制の充実	○関係機関と連携し、適切に障がい者の住まいに関する相談や紹介ができるよう窓口の整備を図ります。
②障がい者に配慮した市営住宅の整備・利用促進	○老朽化した市営住宅の建替・改修整備にあたっては、障がい者や高齢者の利用に配慮した整備に努めます。
③住宅改修への支援	○高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅における改修への支援に努めます。

《3》 交通・移動対策の推進

今後の方向性

- 引き続き民間交通会社に対し、路線維持補助金の支出を継続します。
- 市内主要道路について、幅の広い歩道やセミフラットタイプの歩道整備、傾斜勾配の改善等の整備を行い、誰もが安心して通行できる道路整備を推進します。
- 視覚障がいのある方を安全に誘導するため、歩道への誘導ブロックの設置等に努めるなど、障がい者が日常生活の中で、安全に安心して通行できるよう、まちのバリアフリー化を推進します。
- 市が行う歩道などの整備に併せて、バリアフリー対応型信号機（音響信号機）の設置、電線地中化等の整備が図られるよう関係機関（警察、電気事業者等）と連携していきます。

推進施策

①公共交通機関の確保	○障がい者の通院・買い物などの重要な交通手段として、バス路線の維持確保に努めます。
②道路など交通環境の整備	○障がい者の歩行を安全に確保し、事故を防止するため、歩道の段差の解消、障がい物の撤去など交通環境の整備を関係機関に働きかけます。

《4》 防災・防犯対策の推進

今後の方向性

- 要援護者へ防災知識の普及啓発を行い、また、特別支援学校等に対して地域で行っている防災訓練への参加を呼びかけていきます。
- 民生委員・児童委員、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体と連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者支援体制の確保を推進します。
- 災害時要援護者台帳をシステム化し、個人情報保護を図りながら、災害時に対応できる体制づくりを推進します。
- 防犯対策については今後とも関係機関と協力し、継続して実施するよう努めます。

推進施策

①災害予防対策の充実	○障がい者自身の予防対策を促すため、防災に対する意識啓発や、地域の避難訓練への参加促進に努めます。
------------	---

<p>②災害時・緊急時の避難誘導対策の充実</p>	<p>○地域コミュニティの形成促進、災害時要援護者リスト・マップの作成、民生委員・児童委員、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。</p>
<p>③防犯対策の充実</p>	<p>○警察等と連携し防犯対策を推進するとともに、地域における防犯体制の確立を図ります。</p>
<p>④消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p>	<p>○障がい者の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がい者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。</p> <p>○障がい者団体、福祉関係団体等と連携し、障がい者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。</p>

(7) 差別の解消、権利擁護の推進

障がいがあることにより、さまざまところで不平等な扱いや不合理な差別・偏見を受けることで、その人の生き方に制限が加えられることは、「基本的人権」にかかわる問題であり、障がい者だけでなく、すべての市民の問題として認識することが必要です。

市民一人ひとりが、人権を相互に認め合う、人権意識の高い市民・地域づくりに取り組みます。

現状と課題

【障がい者アンケート調査結果】

- 差別や嫌な思いをしたことがあるかの問について「ある」15.9%、「少しある」16.2%と合わせて32.1%が嫌な思いをしています。差別や嫌な思いをした場所については「外出先」50%、「住んでいる地域」28.5%、「学校・仕事場」25.6%となっています。
- 成年後見制度の認知度について「名前も内容も知っている」16.4%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.4%となっています。

【ヒアリング調査結果】

- 障がいに関する差別や偏見が残っている。
- 精神障がい者が地域で生活していけるよう、学習会の実施や健康教育の実施が必要。
- 金銭管理をしてほしいという要望が多い。市・相談支援事業所等関係機関との連携が、ますます必要。
- 情報アクセス・コミュニケーションの保障が重要。
- 虐待防止についてもっと研修や取り組みを深める必要がある。
- 職種支援者の連携による虐待防止、権利擁護の推進が必要。
- 成年後見人の育成が重要。
- 成年後見制度が必要と思われるが、生活保護を受けているなど資力が乏しいとの理由から報酬がネックとなり第三者後見人の選任に困難を来すケースがある。
- 「法人後見」実施を検討してほしい。

【市等の取り組み状況・課題】

- 自立支援協議会等を含め、関係機関との連携ができている中で、個人の権利擁護については、ある程度の対応支援ができていると思います。ただ、既存事業では、補えない部分があり、今後は契約行為も含め、日常生活自立支援事業と並行して、成年後見制度の利用促進を図る必要があると思われます。

《1》 障がいを理由とする差別の解消の推進

今後の方向性

- ・障がい者に対する正しい理解を深めるため、広報よしのがわ・ホームページ・CATV等による周知など、各種広報活動、情報提供の充実を図ります。
- ・障がいのある方にも配慮した誌面づくりに努めるなど引き続き見やすく親しめる広報紙づくりを目指します。

推進施策

①啓発活動の推進	<p>○市民一人ひとりが、積極的に参加・協力できるよう、障がいに関する情報の啓発、市広報紙、社協広報、障がい者団体や施設が作成する会報及び市ホームページ等の活用を図ります。</p> <p>○国・県などの啓発パンフレット等の有効活用を図るとともに、市独自のパンフレット等の作成を検討します。</p>
②「障がい者週間」等の周知	<p>○「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（9月）の周知、啓発・広報活動の充実を図ります。</p>
③精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等への理解の促進	<p>○難病患者や発達障がい、高次脳機能障がいのある人等の療養生活を支援するため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実するとともに、関係機関の連携を図り、訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備に努めます。</p> <p>○障がい福祉サービス等の提供に当たっては、難病や発達障がい、高次脳機能障がい等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した支援に努めます。</p>
④関係機関・組織との連携	<p>○社会福祉協議会や身体・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、障がいに関することや障がいのある人についての正しい認識を深めるための啓発・広報活動を推進します。</p>

《2》 権利擁護の推進

今後の方向性

- ・成年後見制度は今後さらに必要とされてくる分野であり、継続実施や充実拡大に努めます。
- ・虐待防止施策は法律に基づく事業であり、今後も継続実施します。

推進施策

①成年後見制度の普及啓発	○社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、障がい者の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。 ○成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、意思決定の困難な障がい者が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行います。 ○市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などを検討します。
②虐待防止施策の推進	○虐待に対する相談支援体制の充実、虐待対応窓口の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がい者の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを推進します。

(8) 行政サービス等における配慮

市の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障がい者が必要とする配慮を行うことが求められます。

また、選挙事務を行うに当たっては、障がい者が、その権利を円滑に行使することができるよう留意することが求められます。

現状と課題

【障がい者アンケート調査結果】

- ・必要な情報が得られているかの間について 39%の方が十分ではないと答えています。

【ヒアリング調査結果】

- ・総合的な意見として、以前に比べ障がい者に対する理解はよくなってきた。
- ・常に当事者の立場に立って、障がい者の目線で言動してほしい。
- ・「情報アクセス・コミュニケーション保障条例」及び「手話言語条例」の制定。
- ・専門的な手話通訳者を、行政窓口配置し、意思疎通支援に係る相談支援の体制整備を図ってほしい。

《1》 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

今後の方向性

- ・今後とも、あらゆる機会を通じて、情報提供や啓発活動を行なっていくことで、十分な情報・コミュニケーションを確保し、知りたいことがわかるように支援します。

推進施策

①情報提供の充実	○障がい者計画・障がい福祉計画がすべての市民の福祉向上につながるよう、各種広報媒体により情報提供を行います。 ○各種福祉施策などの情報提供を推進します。今後も障がい者福祉に関する情報提供や社会福祉大会等で、市民やボランティアに対する啓発活動に取り組みます。
②意思疎通支援の充実	○手話通訳、要約筆記の派遣事業等の充実に努め、社会参加を促進します。 ○手話奉仕員の養成講座を開催し、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、聴覚障がい者の社会参加をサポートする人材を養成します。

<p>③市職員等の障がい者理解の推進</p>	<p>○事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。</p> <p>○窓口等における障がい者への対応の充実を図るため、障がい者への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。</p> <p>○行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。</p>
------------------------	---

《2》 アクセシビリティの向上

今後の方向性

- 行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。
- 障がいがあっても情報量に格差が生じないよう、障がい特性に応じた支援をします。
- 選挙事務を行うに当たっては、障がい者が、その権利を円滑に行使することができるよう取り組みを推進します。

推進施策

<p>①行政情報のバリアフリー化</p>	<p>○障がい者やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のために、広報紙や市ホームページなどを活用し、必要な情報提供を行っていきます。</p> <p>○委託相談支援事業所においても、福祉サービスを中心とした情報提供に努めます。</p> <p>○広報紙等を音訳した声の広報を発行し、視覚障がい者等に配慮した情報提供に努めます。</p>
<p>②選挙における障がい者配慮</p>	<p>○移動に困難を抱える障がい者等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、障がい者等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。</p> <p>○指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保し、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。</p>

第4章 吉野川市第4期障がい福祉計画

1. 基本理念

「吉野川市障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の地域基盤の整備を計画的に進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生の社会の実現』や「吉野川市第2次障がい者計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人などが必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図り、サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 吉野川市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのある人などが地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう実施主体を吉野川市とします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がいのある児童とし、地域において均等にサービスの充実を図ります。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を計画的に進めます。

2. 計画の視点

平成 24 年 6 月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、「障害者総合支援法」の施行や障がいのある人の範囲が拡大されたほか、障がい福祉サービス等の改正が行われました。この改正を踏まえ、本計画において踏まえるべき視点について次に示します。

①障がい支援区分への名称・定義の改正

「障がい程度区分」を「障がい支援区分」に改め、その定義を「障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

②重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障がい者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がいのある人や精神障がいのある人に拡大しています。

③共同生活介護の共同生活援助への一元化

障がいのある人の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

④地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援が必要な人を、広く地域移行支援の対象とするため、障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人に加えて、「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されました。この「厚生労働省令で定めるもの」には、保護施設のほか矯正施設及び更生保護施設に入所等している障がいのある人が対象となっています。

⑤地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、①障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発、②障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③意思疎通支援を行う者の養成が追加されました。

3. 基盤整備方針

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込み量に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

①必要な訪問系サービスの保障
○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。
②希望する障がいのある人などへの日中活動系サービスの保障
○希望する障がいのある人などに日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。
③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。 ○各関係機関の連携のもと、居住支援や地域支援等の機能を集約することにより、地域生活支援拠点の整備を図ります。
④福祉施設から一般就労への移行等の推進
○就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。
⑤相談支援体制の充実
○障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援体制の整備に加え、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、サービス等の社会的基盤の把握による必要な施策の確保等を行い、サービスの支給決定前に必ず利用計画を作成できる体制を確保します。 ○相談支援体制の構築に伴う、施設入所・入院から地域生活への移行や、移行後の地域における生活支援のため、地域移行支援・地域定着支援の充実を図るとともに、自立支援協議会において地域課題の改善に取り組むことにより、障がいのある人などへの相談支援も含めた支援体制の整備を図ります。
⑥障がい児支援体制の整備
○障がいのある児童への支援については、子ども・子育て支援法における「子ども・子育ての内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という規定や、教育・保育等の利用状況等を踏まえる必要があります。 ○障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制を確保するため、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の整備について障がい福祉計画において定め、計画に沿って取組を進めます。

4. サービスの利用状況

過去3年間（平成24年度～平成26年度）の利用実績（実績値）と吉野川市第3期障がい福祉計画（平成23年度策定）における見込み量（計画値）を比較すると以下のようになります。

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

■計画の達成状況

サービス名	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
訪問系サービス （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）	時間	19,261	14,212	20,570	12,286	21,879	13,653
	人	103	97	110	83	117	83

※訪問系サービスの実績値・計画値は、サービスごとではなく、訪問系サービス全体の一括値を示す。

但し、各年度とも重度障がい者等包括支援は利用実績無し。

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

② 日中活動系サービス

■計画の達成状況

サービス名	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
生活介護	人日	39,812	35,638	40,350	34,773	40,888	35,301
	人	148	144	150	140	152	142
自立訓練(機能訓練)	人日	1,345	676	1,076	544	1,076	631
	人	5	6	4	5	4	6
自立訓練(生活訓練)	人日	1,345	1,700	1,078	3,446	807	3,888
	人	4	8	3	11	3	15

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
就労移行支援	人日	1,500	899	2,400	928	3,000	606
	人	5	8	8	6	10	4
就労継続支援(A型)	人日	864	727	1,080	1,016	1,296	2,638
	人	4	4	5	6	6	13
就労継続支援(B型)	人日	18,576	13,506	19,656	18,685	20,736	23,558
	人	86	76	91	109	96	118

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

■計画の達成状況

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
療養介護	人	15	15	15	15	15	14
短期入所 (ショートステイ)	人日	4,032	1,660	4,872	1,112	5,712	2,124
	人	48	27	58	31	68	36

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。ただし、療養介護は各年度末時点での実績を示す。

③居住系サービス

■計画の達成状況

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
共同生活援助(グループホーム)	人	32	20	36	22	40	26
施設入所支援	人	95	99	92	101	89	100

※実績値は、各年度末時点での実績を示す。

④相談支援事業

■計画の達成状況

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
計画相談支援	人	313	63	606	212	905	391
地域移行支援	人	7	1	14	1	21	1
地域定着支援	人	5	0	10	0	15	0

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

(2) 障がい児通所支援

■計画の達成状況

サービス名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
障がい児通所支援 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援)	人日	—	4,539	—	5,788	—	6,491
	人	—	133	—	132	—	127
障がい児相談支援	人	—	0	—	49	—	123

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

(3) 地域生活支援事業

《1》相談支援事業

■計画の達成状況

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
① 相談支援事業	ア)障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3
	イ)地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1
② 住宅入居等支援事業	箇所	—	0	—	0	—	0
③ 成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

《2》意思疎通支援事業

■計画の達成状況

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	9	9	11	10	12	10
② 手話通訳者設置事業	件	1	1	1	1	1	1

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

《3》日常生活用具給付等事業

■計画の達成状況

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
① 介護訓練支援用具	件	1	4	1	1	1	3
② 自立生活支援用具	件	5	5	5	6	5	6
③ 在宅療養等支援用具	件	10	1	11	2	12	4
④ 情報・意思疎通支援用具	件	9	5	9	18	9	6
⑤ 排泄管理支援用具	件	867	838	870	865	873	880
⑥ 住宅改修費	件	3	2	3	1	3	2

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

《4》移動支援事業

■計画の達成状況

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
① 個別支援型	時間	4,248	3,834	4,298	3,002	4,348	3,002
	人	53	37	53	33	53	33
② 車両輸送型	時間	2,145	3,000	2,210	3,028	2,277	3,030
	人	75	86	77	95	79	97

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

《5》地域活動支援センター事業

■計画の達成状況

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
自市町村分	箇所	2	2	2	0	2	0
	人	34	37	35	0	36	0
他市町村分	箇所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※実績値は、各年度4月から3月までの利用者証交付数（人）を示す。

《6》その他事業

■計画の達成状況

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み値
① 知的障がい者職親委託制度	箇所	0	0	1	0	1	0
	人	0	0	2	0	3	0
② 生活支援事業	箇所	10	10	10	10	10	10
	人	58	54	60	67	60	61
③ 日中一時支援事業	箇所	19	17	19	16	20	16
	人	30	37	31	31	32	31
④ 社会参加促進事業	箇所	6	5	6	5	6	5
	人	80	118	85	118	90	158
⑤ 更生訓練費給付事業	箇所	6	8	6	9	6	8
	人	8	17	9	15	10	17
⑥ 福祉ホーム事業	箇所	1	0	1	0	1	0
	人	1	0	1	0	2	0

※実績値は、各年度4月から3月までの利用実績を示す。

5. 成果目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成 29 年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進(継続)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行。 ○施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減する。 ○平成 26 年度末において、第3期障がい福祉計画で定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者(A)	101 人	平成 25 年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	7 人 6.9%	(A) のうち、平成 29 年度までに地域生活に移行する人の目標値
平成 29 年度末時点の施設入所者(B)	97 人	平成 29 年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	4 人 4.0%	差引減少見込み数 (A) - (B)

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進(成果目標の変更)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 64%以上とする。 ○平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。 ○入院期間が 1 年以上の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上削減する。
------	--

(3) 地域生活支援拠点等の整備(新規)

国の指針	○障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備する。
------	--

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進(整理・拡充)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を、平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
------	--

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者(A)	1 人	平成 24 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数
	2.0 倍	(B) / (A)
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	6 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	10 人	就労移行支援事業の平成 29 年度末における利用者数
	166.7%	(D) / (C)
就労移行支援事業所数 (E)	1 箇所	平成 26 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加 (F)	1 箇所	平成 29 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
	100%	(F) / (E)

6. 活動指標

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■見込み量

年間利用量、実人数

サービス名		平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	13,653	13,982	14,311	14,640
同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	人	83	85	87	89

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型・B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み量

年間利用量、実人数

サービス名		年間利用量、実人数			
		平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日	35,301	35,798	36,047	36,296
	人	142	144	145	146
自立訓練（機能訓練）	人日	631	1,052	1,262	1,052
	人	6	10	12	10
自立訓練（生活訓練）	人日	3,888	4,666	5,443	5,702
	人	15	18	21	22
就労移行支援	人日	606	1,061	1,516	1,516
	人	4	7	10	10
就労継続支援（A型）	人日	2,638	3,246	3,652	4,058
	人	13	16	18	20
就労継続支援（B型）	人日	23,588	25,787	27,186	28,586
	人	118	129	136	143
療養介護	人	14	15	15	15
短期入所	人日	2,124	2,242	2,360	2,478
	人	36	38	40	42

(3) 施設系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み量

実人数

サービス名		平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人	26	30	33	36
施設入所支援	人	100	99	98	97

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込み量

実人数

サービス名		平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	391	414	434	462
地域移行支援	人	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	1	1

(5) 障がい児への支援

■ 内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障がい児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■ 見込み量

年間利用量、実人数

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込み			
児童発達支援	人日	2,266	1,947	1,699	1,451
	人	64	55	48	41
放課後等デイサービス	人日	4,213	4,927	5,569	6,140
	人	59	69	78	86
保育所等訪問支援	人日	12	18	24	30
	人	4	6	8	10
障がい児相談支援	人	123	124	126	127

(6) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

■ 内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■ 見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名		平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	有無	0	1	1	1

② 自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■ 見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名		平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	有無	0	1	1	1

③相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置等、その機能を強化する事業を行います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込み量

実施箇所数、実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名		平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	0	0	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	0	0	1	1
住宅入居等支援事業	有無	0	0	0	1

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■見込み量

年間あたり実人数

サービス名		平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	3	4

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名		平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	0	0	0	1

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に設置します。

■見込み量

年間あたり利用件数、実設置者数

サービス名		平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	96	99	102	105
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。用具は以下の内容となります。
	介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット、訓練用いす等
	自立生活支援用具：入浴補助用具、特殊便器等
	在宅療養等支援用具：透析液加湿器、電気式たん吸引器等
	情報・意思疎通支援用具：点字器、人工喉頭等
	排泄管理支援用具：ストマ装具、紙おむつ等、収尿器等
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）：障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■見込み量

年間あたり利用件数

サービス名		平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件	880	886	892	898
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	2	2	2	2

⑧手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込み量

年間あたり実人数

サービス名		平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	20	20	20	20

⑨移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。</p> <p>①個別支援型：個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援。</p> <p>②車両輸送型：介助者が同乗した移送用車両（リフト付き車両）による送迎支援。</p>

■見込み量

年間利用量、実人数

サービス名		平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個別支援型	時間	3,002	3,002	3,002	3,002
	人	33	33	33	33
車両輸送型	時間	3,030	3,060	3,090	3,120
	人	97	99	101	103

⑩地域活動支援センター

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	<p>地域で生活する障がいのある人に、日中活動の場や創作的活動の場等を提供し、地域生活の促進をします。</p>

■見込み量

実施箇所数、実人数

サービス名		平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	箇所	0	0	1	1
	人	0	0	15	15

⑪福祉ホームの運営

■内容

サービス名	内容
福祉ホームの運営	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行います。

■見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名	有無	平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉ホームの運営	有無	1	1	1	1

⑫生活訓練等事業

■内容

サービス名	内容
生活訓練等事業	障がい者に対して、日常生活を行う上で必要な訓練・指導を行い、自立した生活の促進を図ります。(パソコン教室・調理実習・夏季社会適応訓練)

■見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名	有無	平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活訓練等事業	有無	1	1	1	1

⑬日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

■見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名	有無	平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	有無	1	1	1	1

⑭社会参加支援事業

■内容

サービス名	内容
社会参加支援事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

■見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名	有無	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会参加支援事業	有無	1	1	1	1

⑮更生訓練費給付事業

■内容

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または、自立訓練事業の利用者等を対象に、更生訓練費を支給し、就労支援の促進を図ります。

■見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名	有無	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業	有無	1	1	1	1

⑯自動車運転免許取得・改造助成

■内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名	有無	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得・改造助成	有無	1	1	1	1

⑰知的障がい者職親委託制度

■内容

サービス名	内容
知的障がい者職親委託制度	知的障がいのある人を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって就職に必要な技能を与えるとともに雇用の促進を図ります。

■見込み量

実施の有無 実施有「1」、実施無「0」

サービス名		平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障がい者職親委託 制度	有無	1	1	1	1

第5章 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・地域などとの協働の推進

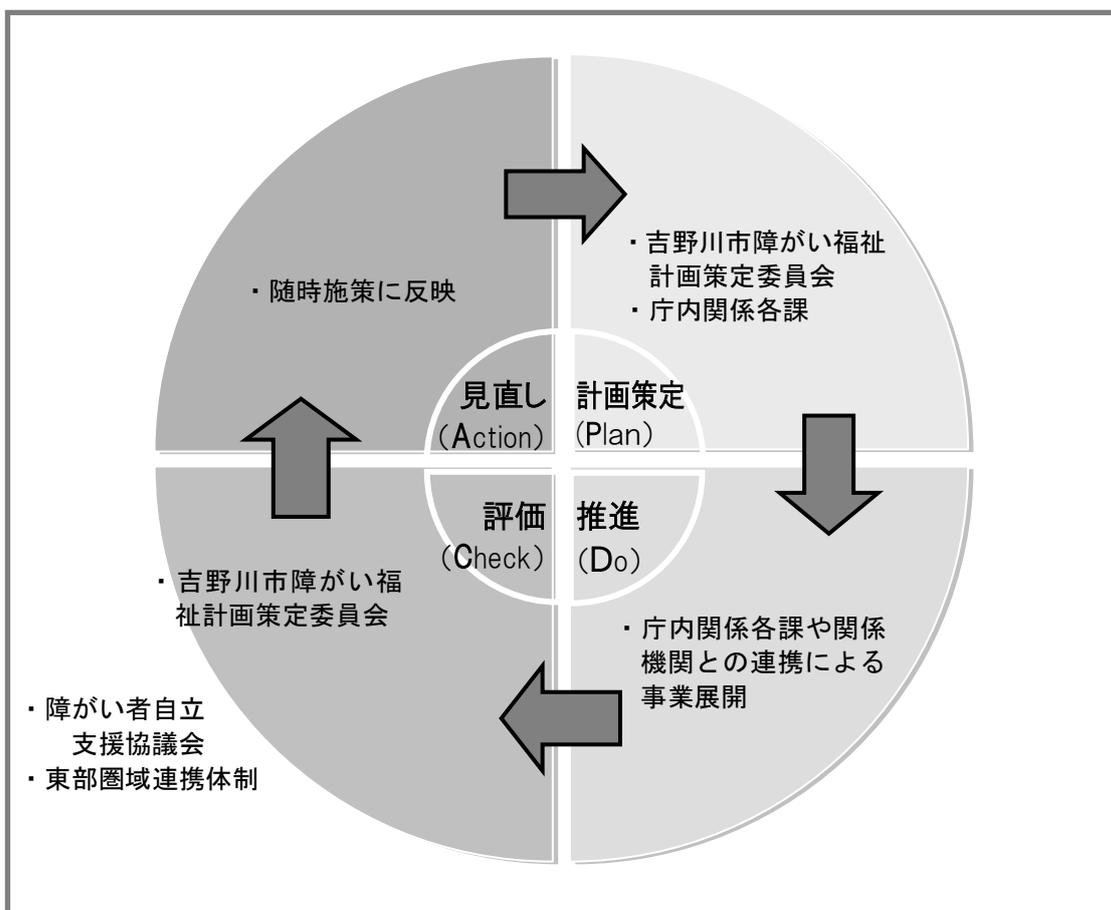
障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(2) 個々の障がい特性にそったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制などの充実を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況などの主な数値目標については、吉野川市第4期障がい福祉計画において示していますが、計画の進捗管理については、吉野川市障がい福祉計画策定委員会などに随時意見を聴きながら定期的に行います。



第6章 関連資料

1. アンケート調査結果(抜粋)

※第3章「4. 施策の展開」で示した基本項目ごとの「現状と課題」の中の【障がい者アンケート調査結果から】に記載のあるグラフのみ抜粋しています。

(1) アンケート調査の概要

障がいのある人の生活状況やニーズを把握するため、郵送配布・郵送回収によるアンケート調査（対象：身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者）を実施しました。

配布数	回収数	回収率
1000 件	536 件	53.6%

■ グラフの見方

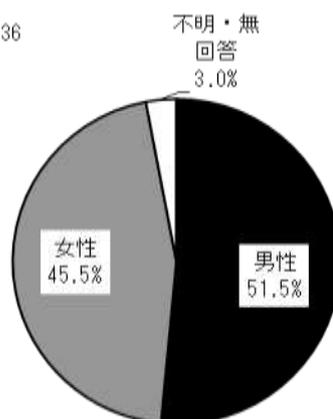
- ①百分率の数字は、設問に対する回答数を有効対象者数で割って小数第2位を四捨五入した数字で表しているため、単数回答（1つの選択肢を選ぶ）であっても、合計値がちょうど100.0%にならない場合があります。
- ②複数回答（2つ以上の選択肢を選ぶ）の場合、選択肢ごとの回答数の有効対象者数に対する割合を出しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ③図表中において、「不明」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- ④図表中の「サンプル数」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。
- ⑤グラフのN数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- ⑥本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- ⑦グラフのSA（シングルアンサー）は、質問に対する回答が1つに限られることを示しています。MA（マルチアンサー）は、質問に対する回答が複数あることを示しています。
- ⑧グラフを解説する文章の中では、「調査対象者」を以下のように表現しています。
 - ・身体障がい者手帳所持者 : [身体]
 - ・療育手帳 : [知的]
 - ・精神障がい者保健福祉手帳所持者 : [精神]
 - ・上記3障がい手帳所持者合計 : [全体]
- ⑨クロス集計の[全体][身体][知的][精神]一体型グラフにおけるN値は、手帳重複所持者がいるため、[身体][知的][精神]の合計と[全体]とが一致しない。

(2) 調査の結果

《1》回答者の属性について

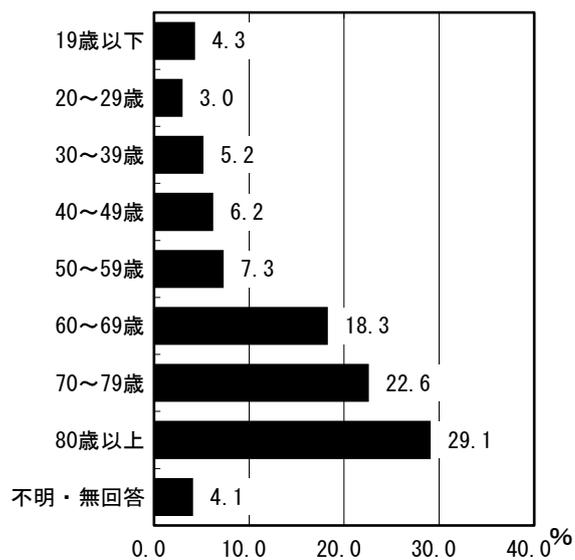
①性別

(SA) N = 536



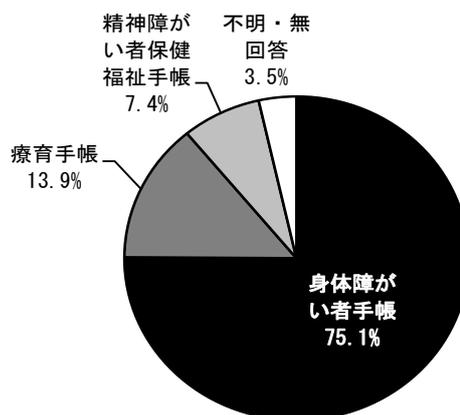
②年齢

(数量) N = 536



③障がい手帳の種類

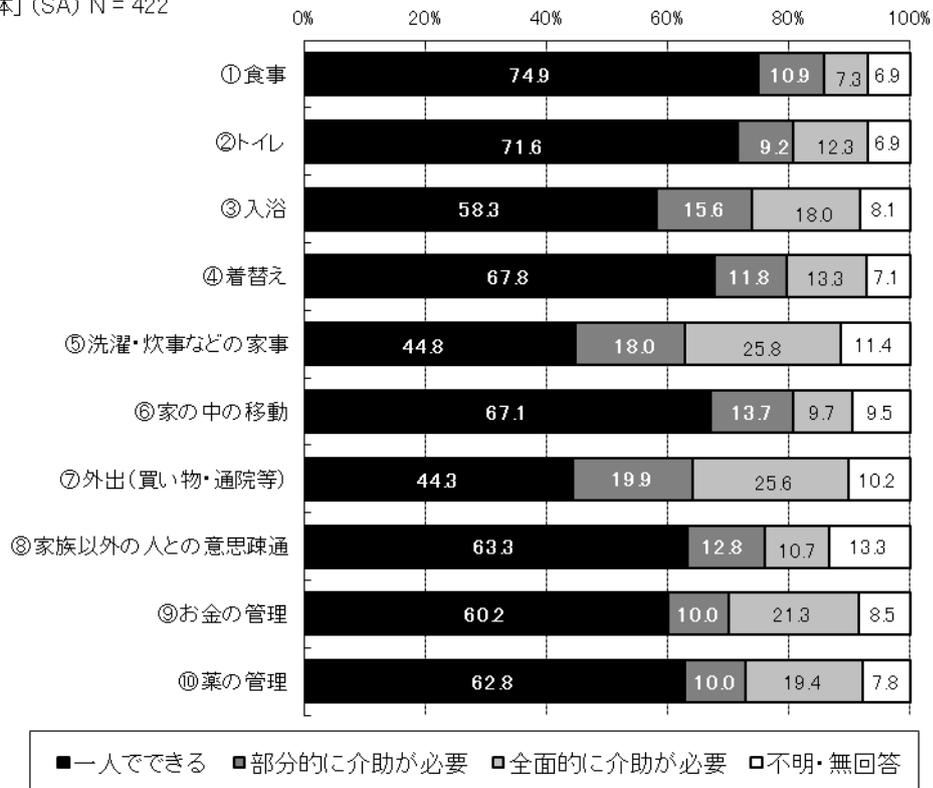
(MA) N = 536



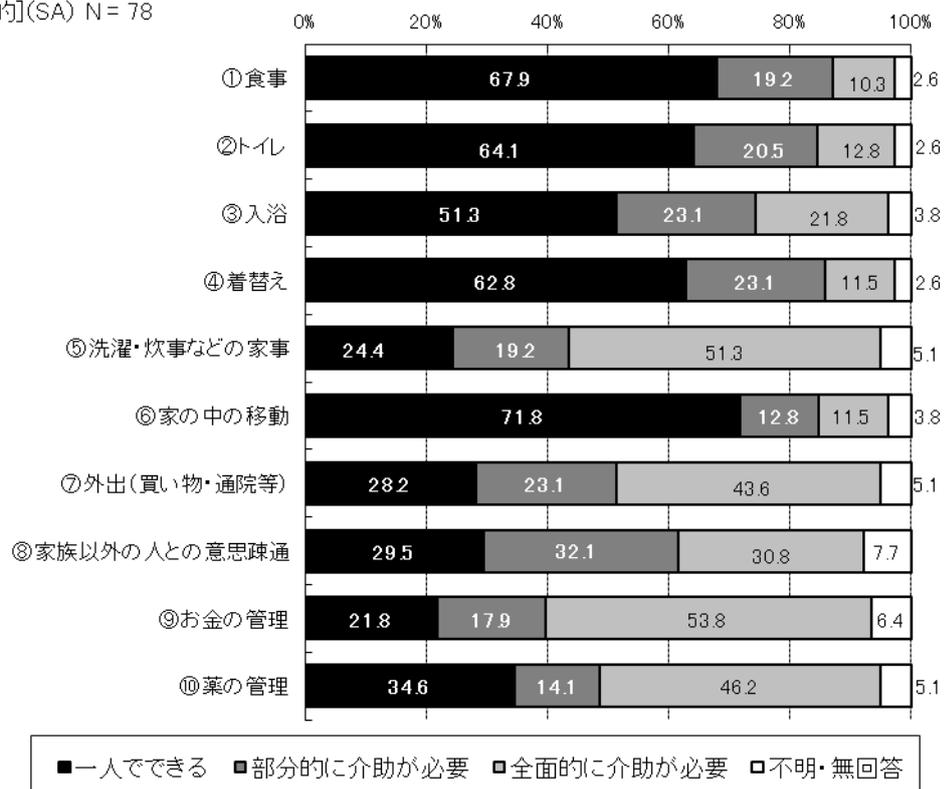
《2》日常生活の状態と介助者について

④日常生活動作について

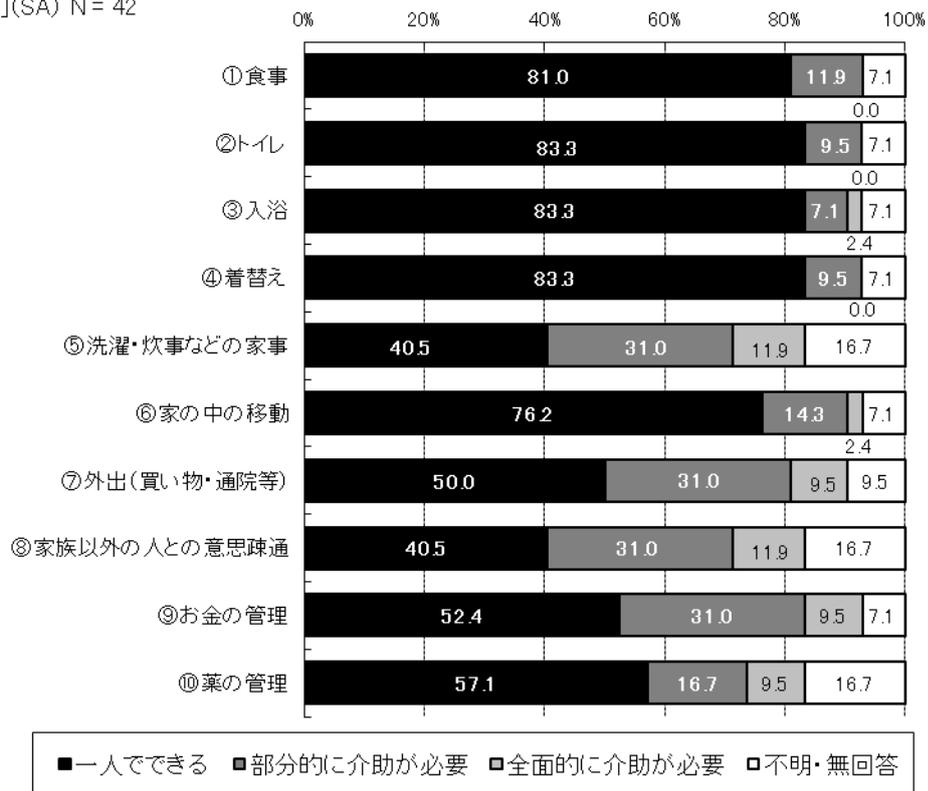
[身体] (SA) N = 422



[知的] (SA) N = 78

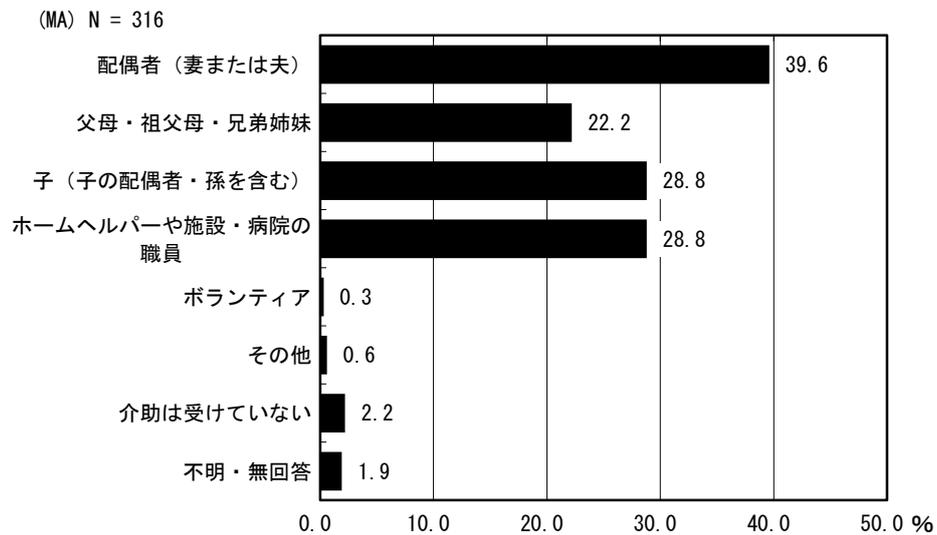


[精神](SA) N = 42



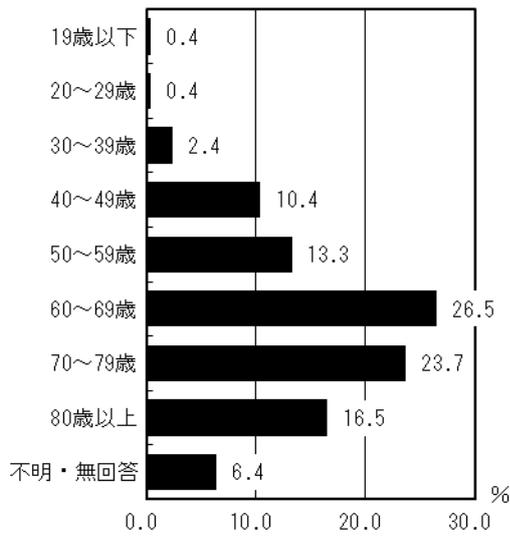
⑤介助者について

○主な介助者



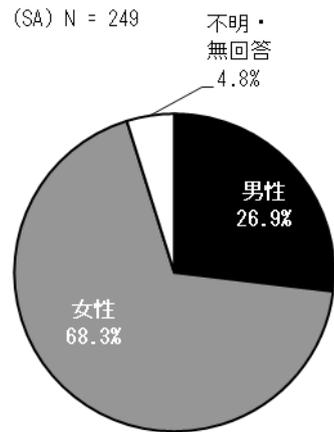
○年齢

(数量) N = 249



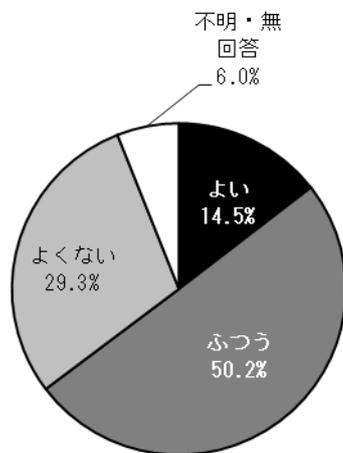
○性別

(SA) N = 249



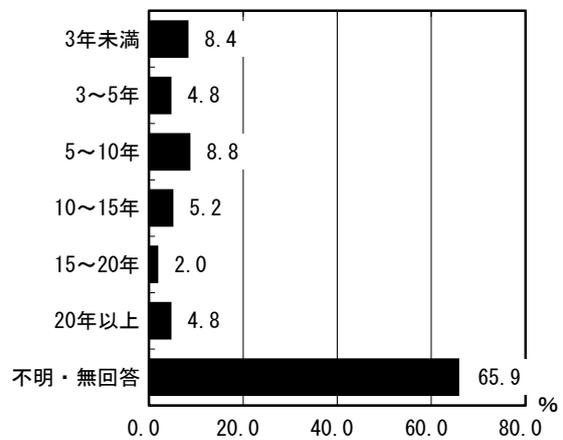
○健康状態

(SA) N = 249



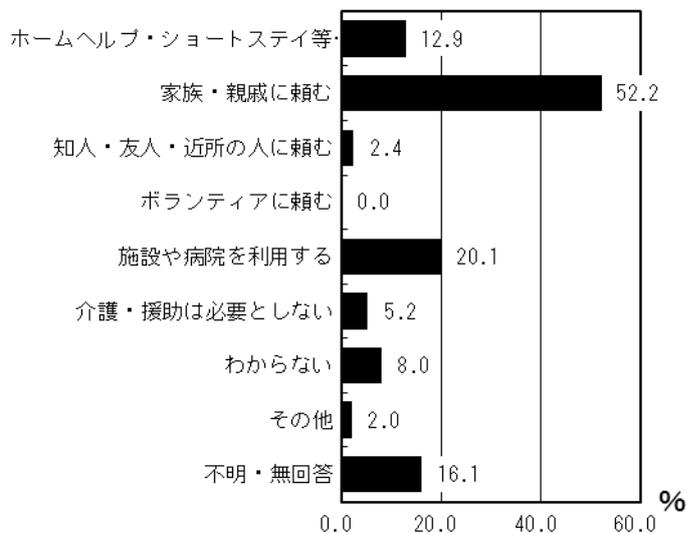
○介助を始めてからの期間

(数量) N = 249



⑥介助者の方が、一時的（1週間程度）に介護・援助ができなくなった場合

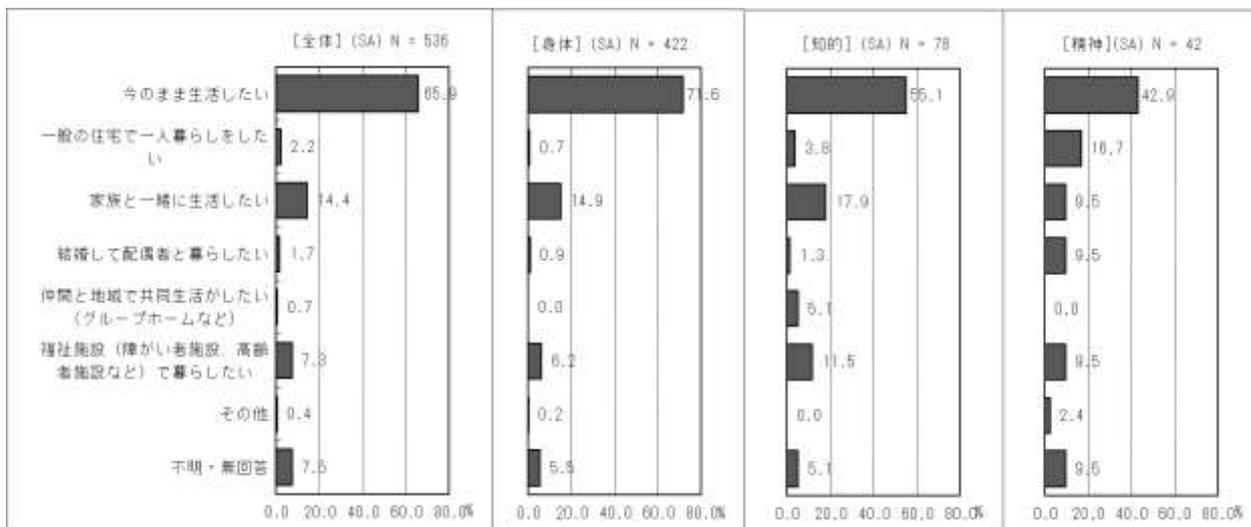
(MA) N = 249



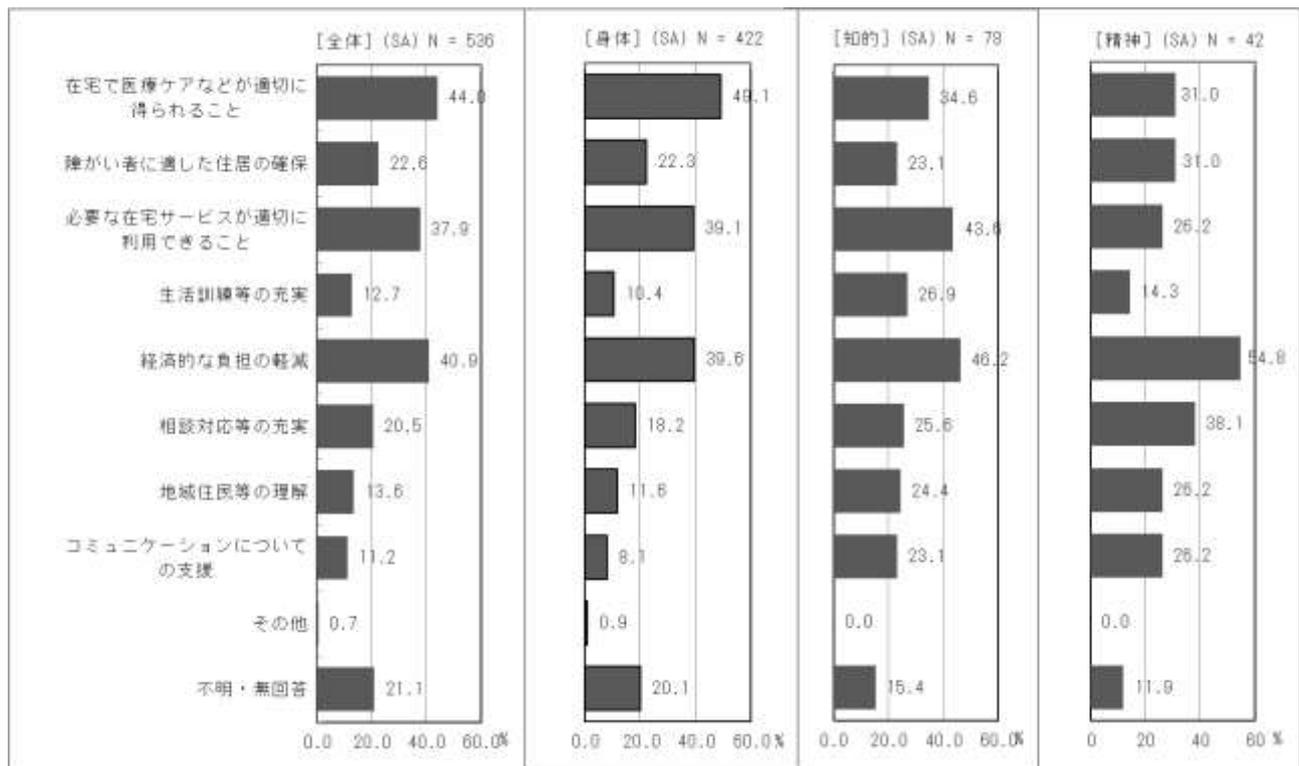
《3》住まいや暮らしについて

第3章 5. 施策の展開
(5) 総合的な地域生活支援

⑦将来地域で生活したいか



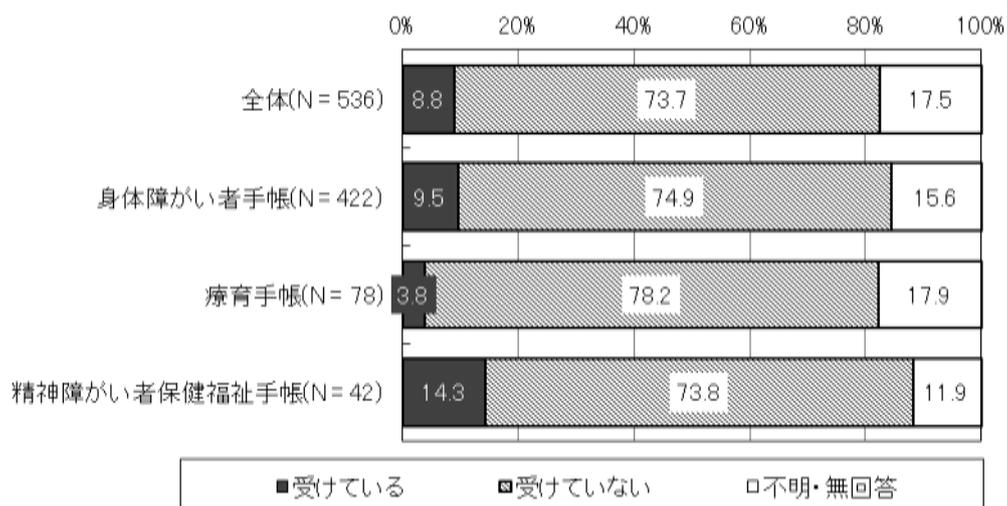
⑧地域で生活するために必要な支援



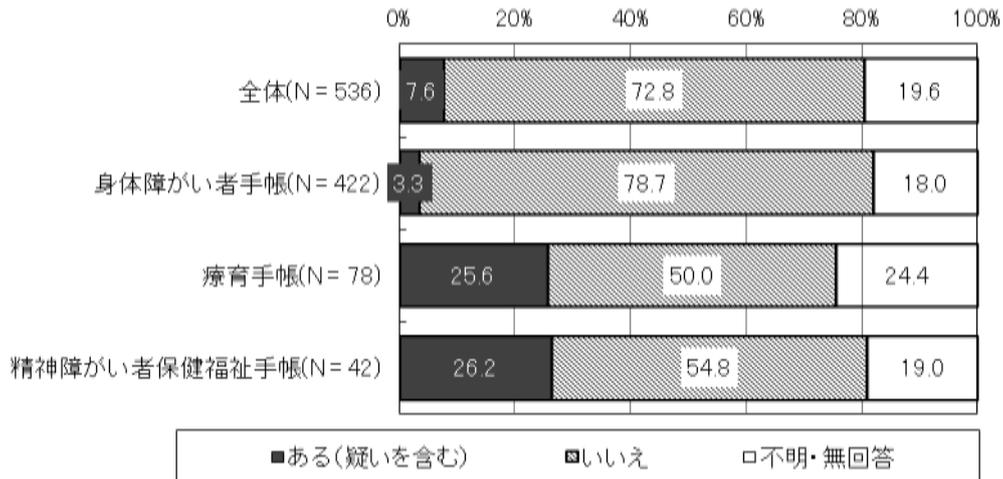
《4》障がいの状態について

第3章 5. 施策の展開
(7) 差別の解消、権利擁護の推進

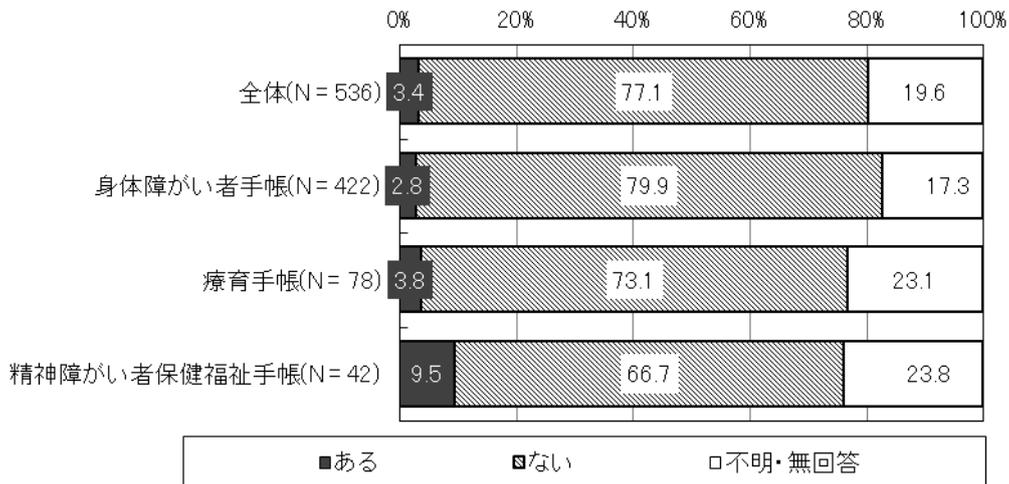
⑨難病（特定疾患）の認定を受けていますか



⑩発達障がい（疑いを含む）と診断・助言を受けたことがありますか



⑪あなたは、高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか

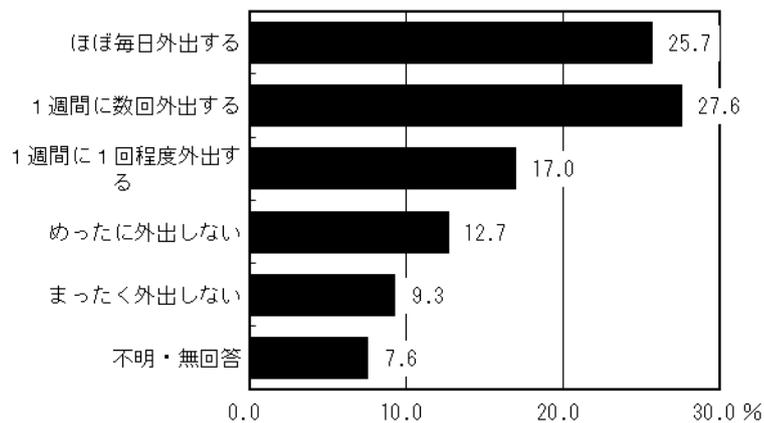


《5》外出について

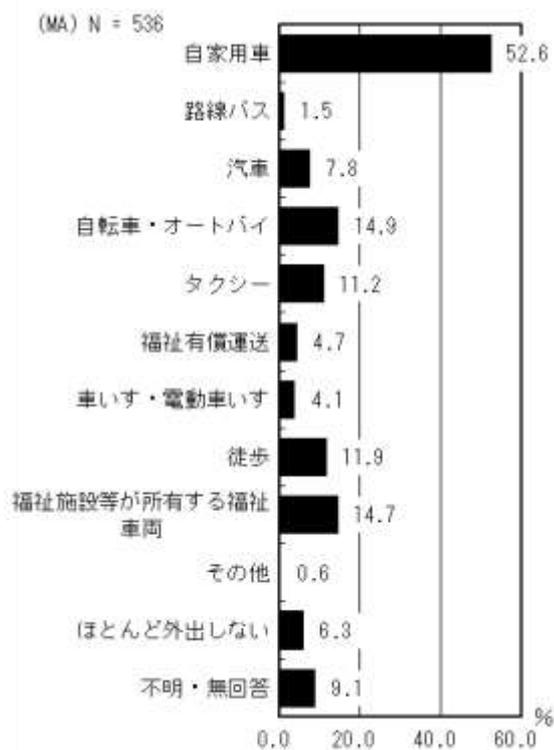
第3章 5. 施策の展開
(6) 日常生活環境の整備

⑫外出の頻度

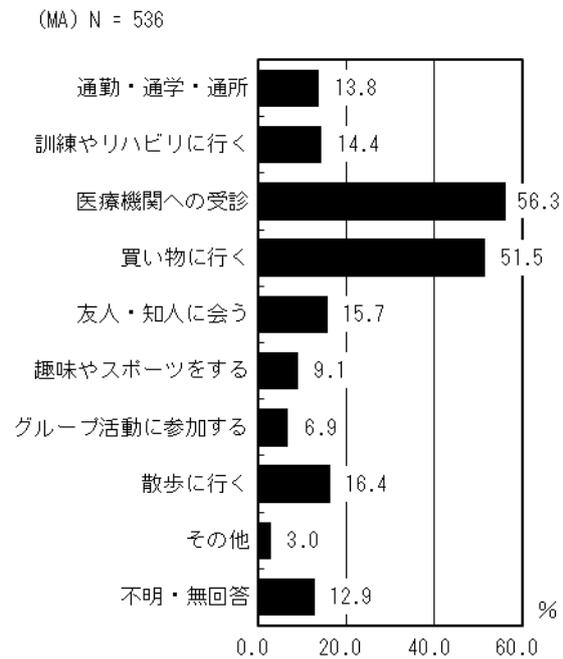
(SA) N = 536



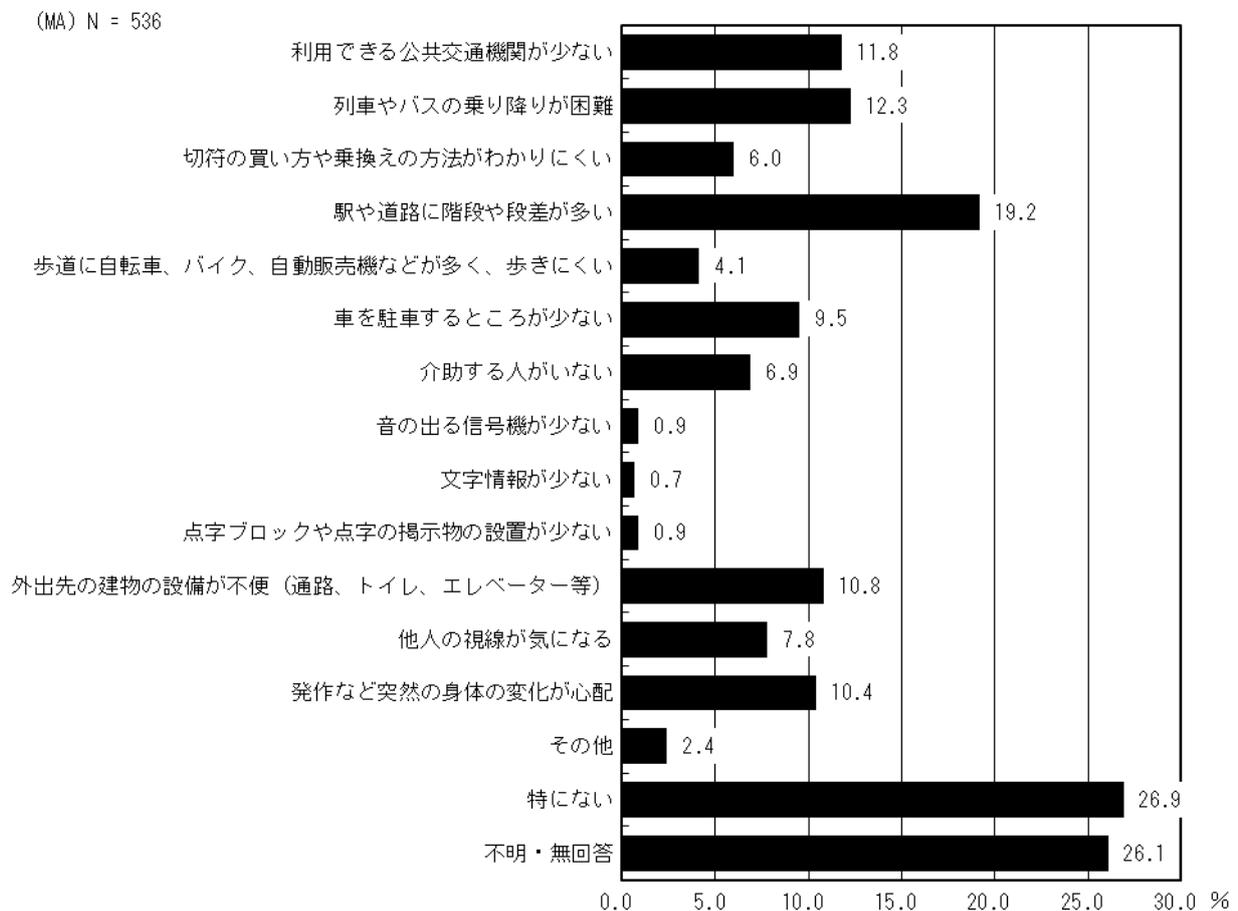
⑬外出する際の主な交通



⑭外出する目的



⑮外出する時に困ること



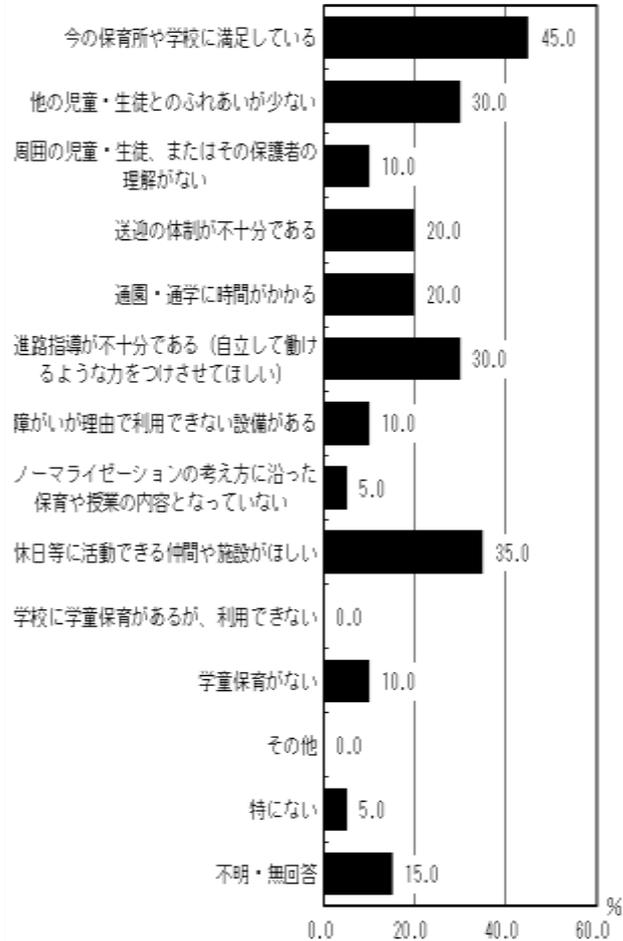
《6》保育・教育について

第3章 5. 施策の展開

(2) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の推進

⑩通園・通学して、感じていること

(MA) N = 20

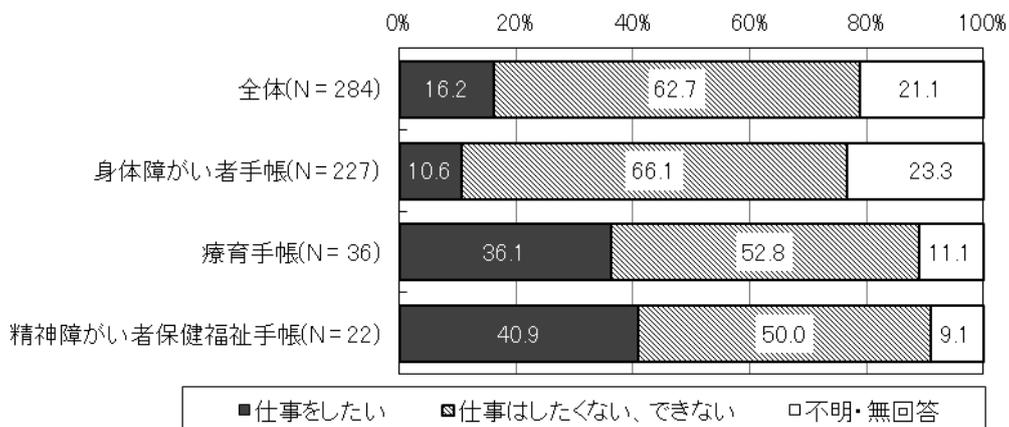


《7》仕事について

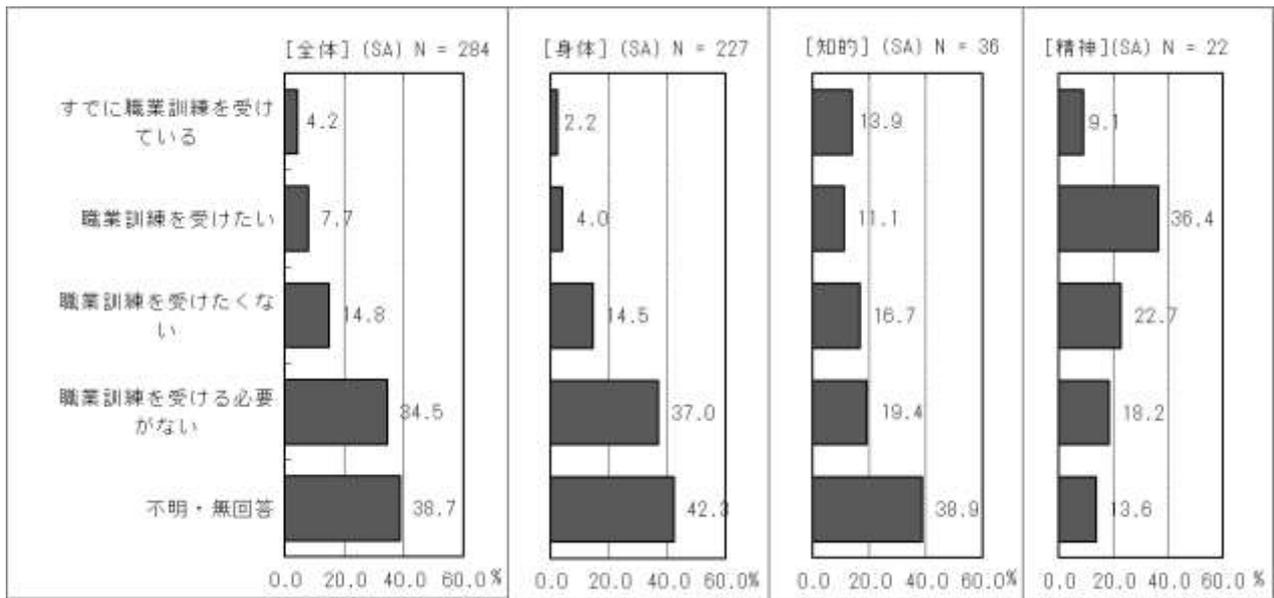
第3章 5. 施策の展開

(3) 雇用・就労支援の促進

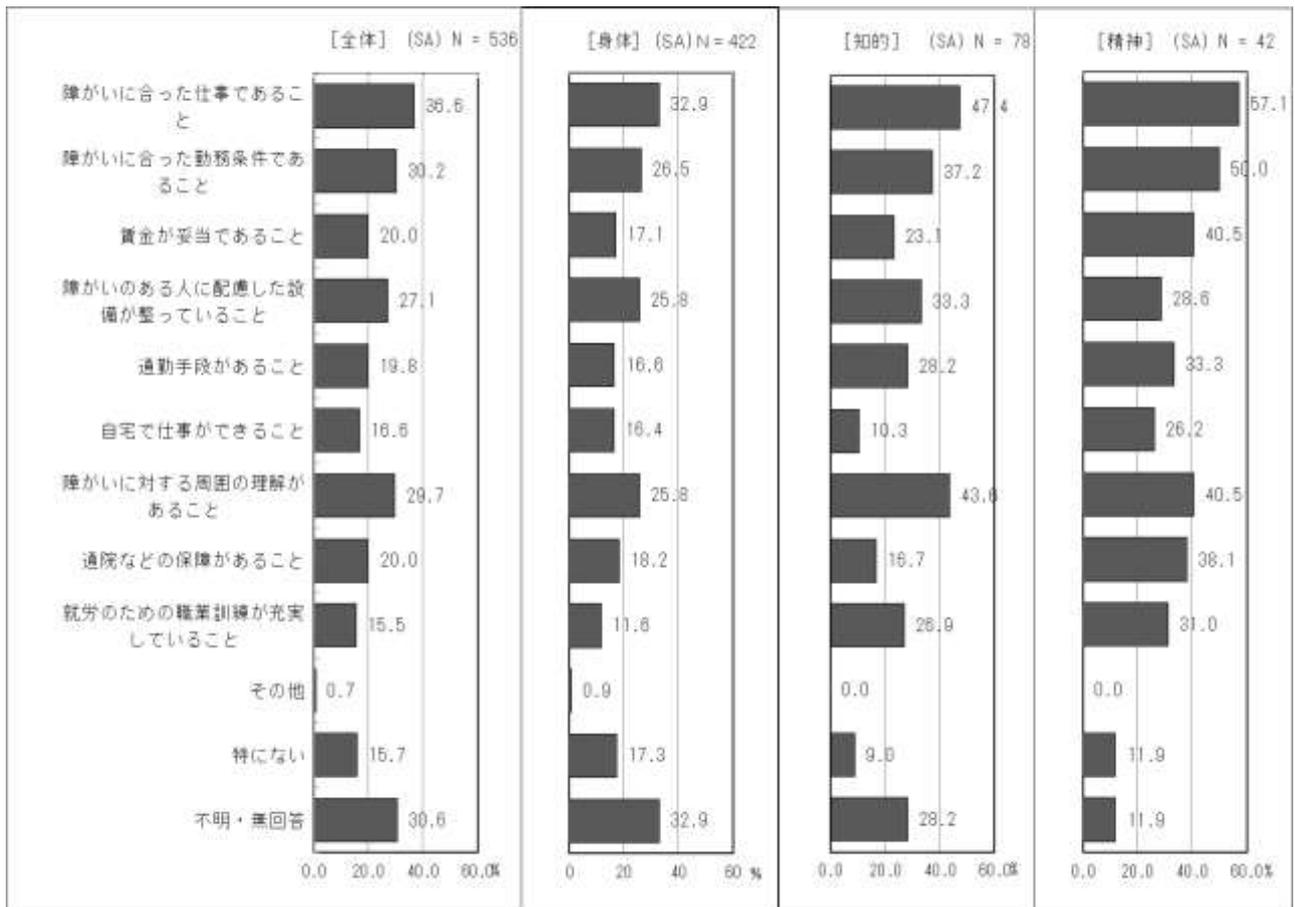
⑰収入を得る仕事をしたいですか



⑱職業訓練などの意向

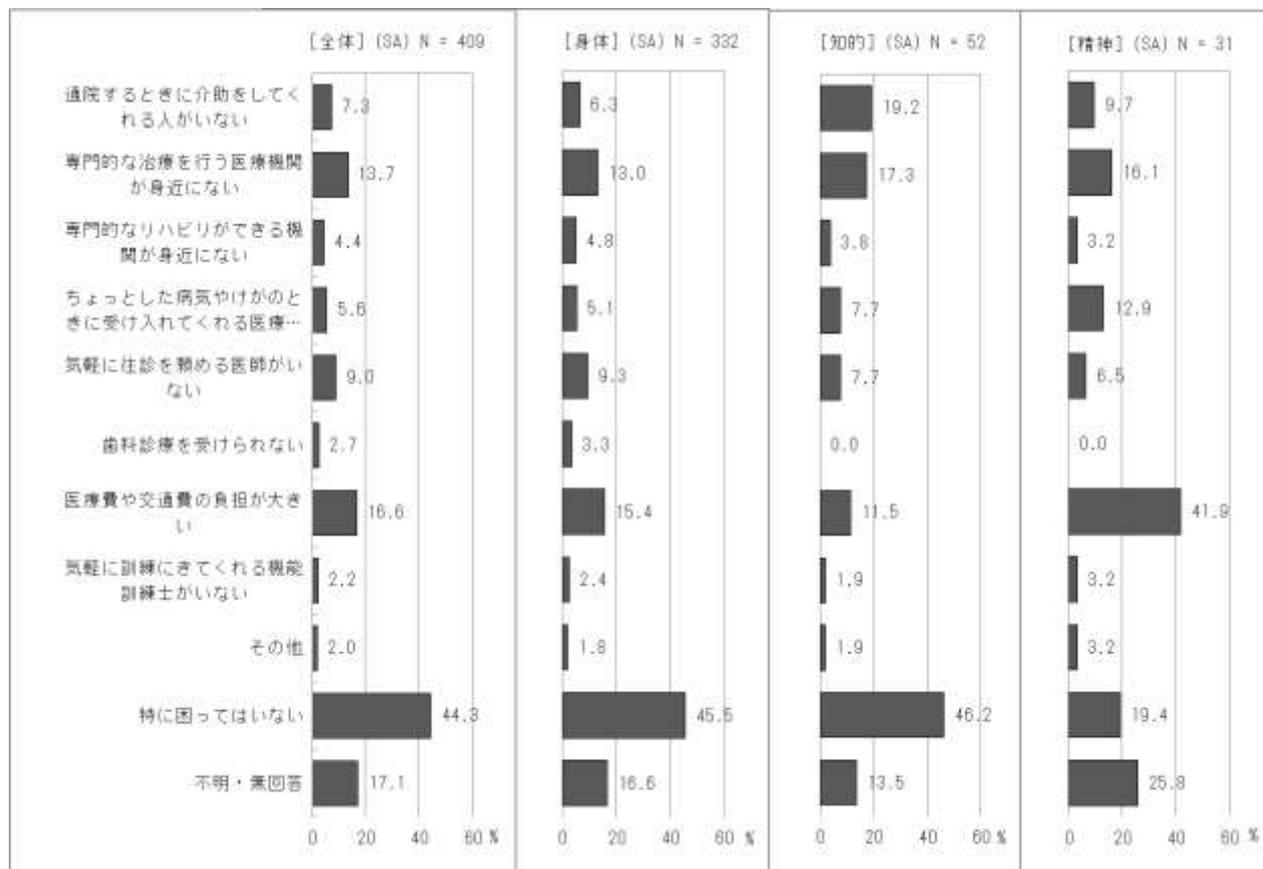


⑲障がい者の就労支援に必要なこと



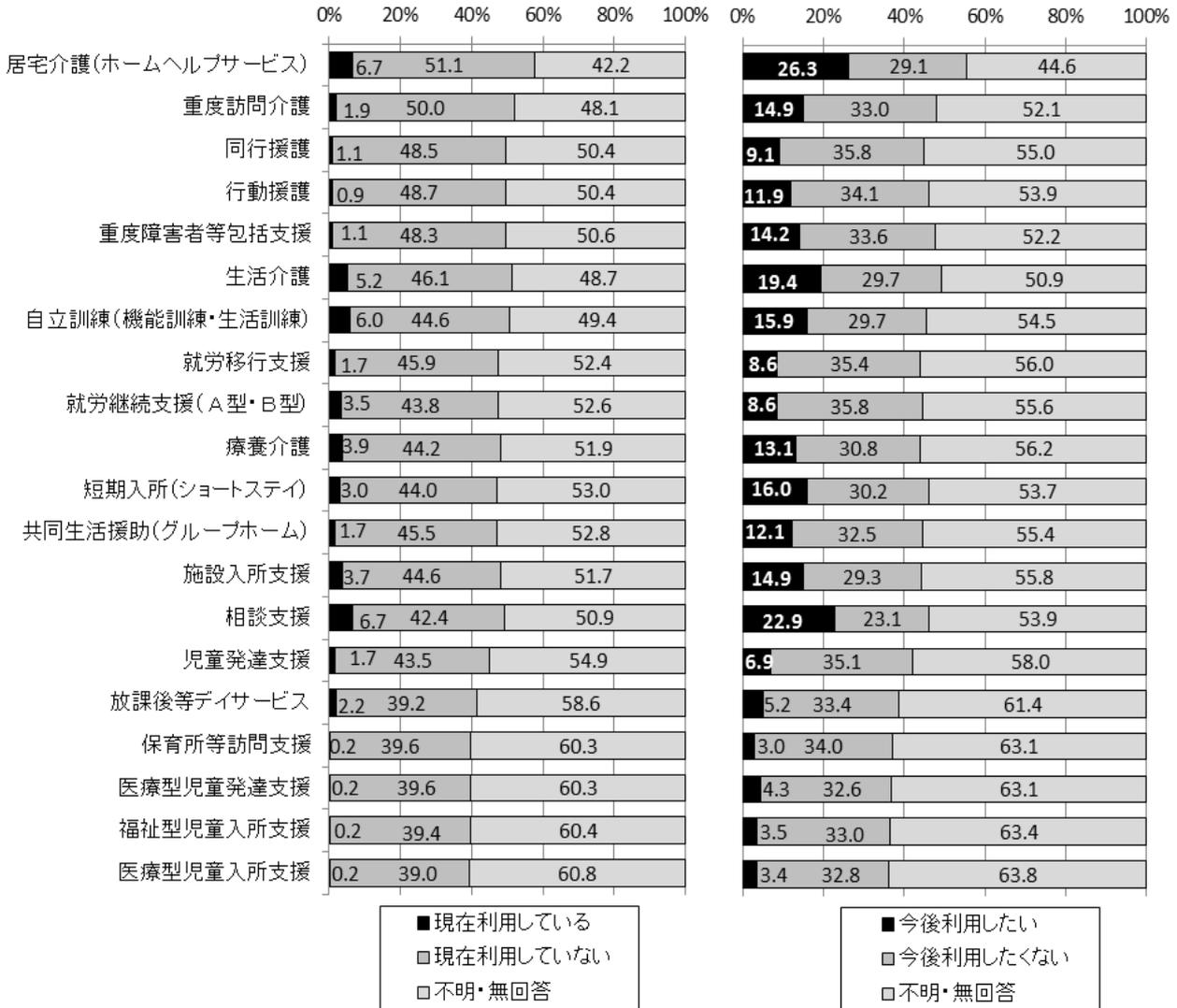
《8》通院医療について

⑩通院して困っていること



《9》障がい福祉サービス等の利用について

② サービスを利用状況・利用意向



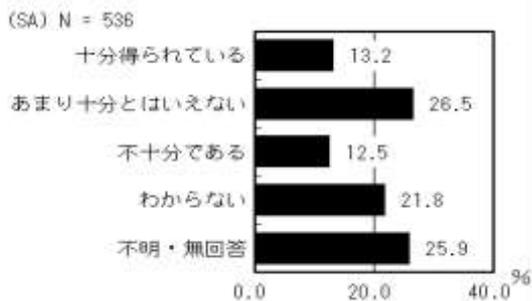
②悩みや困ったことの相談先



③福祉サービスなどの情報の入手先



④情報の収集について



《11》社会参加・権利擁護について

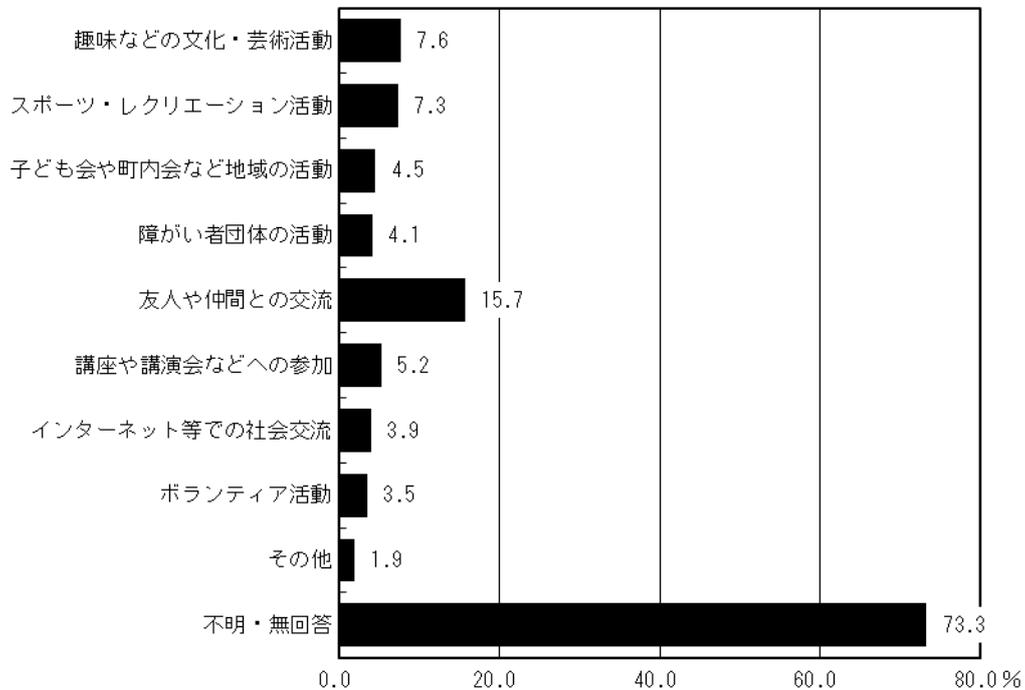
第3章 5. 施策の展開

(1) 理解と交流の促進

(7) 差別の解消、権利擁護の推進

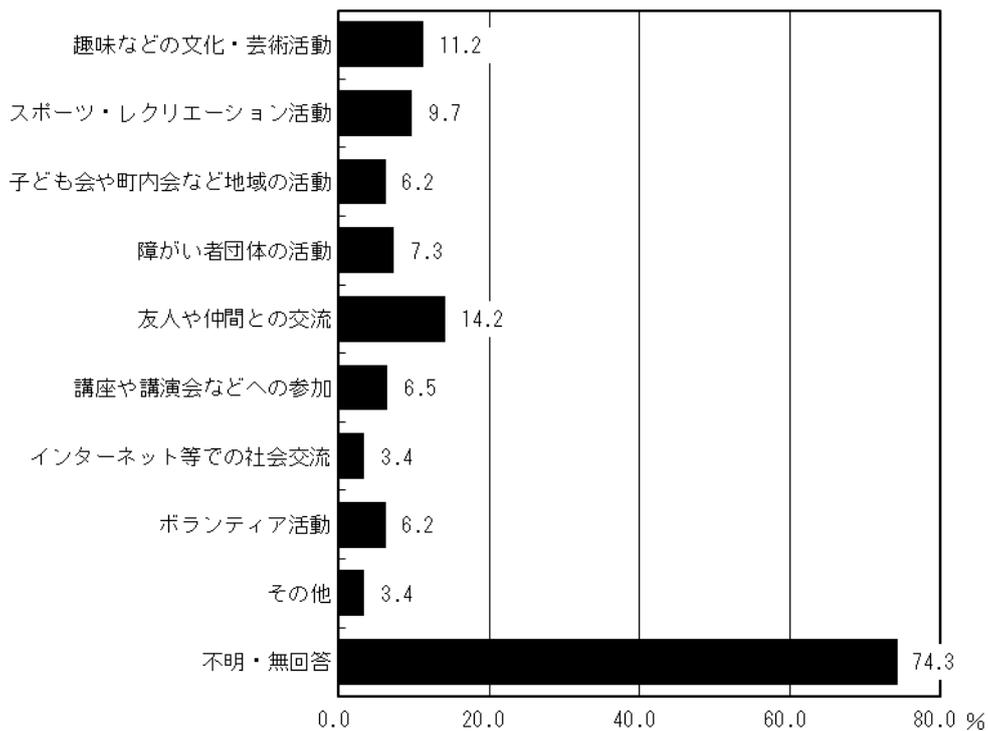
㊸最近1ヶ月間に行った社会参加

(MA) N = 536



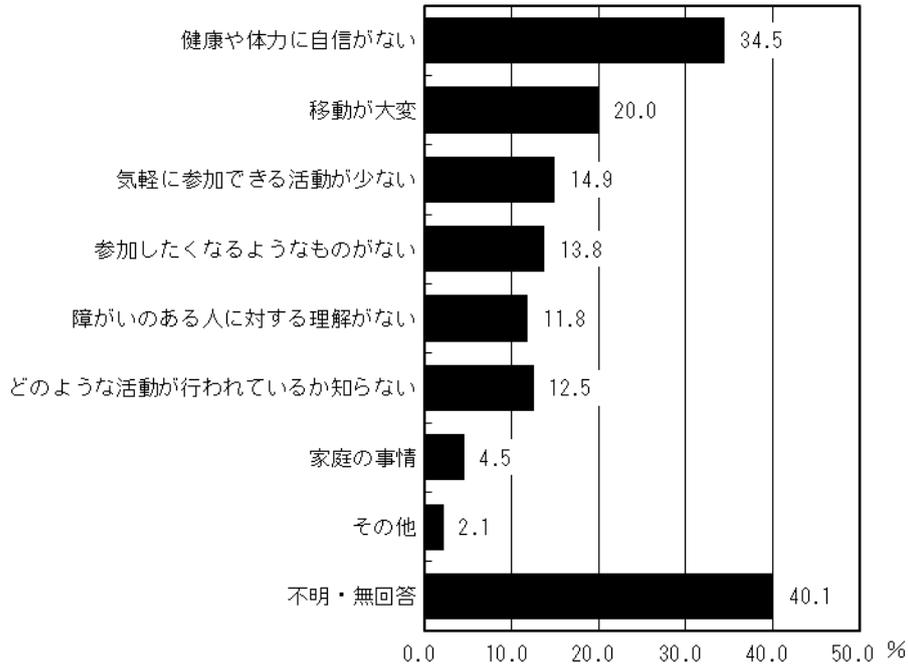
㊸今後したい社会参加

(MA) N = 536



②⑦地域活動に参加の問題点

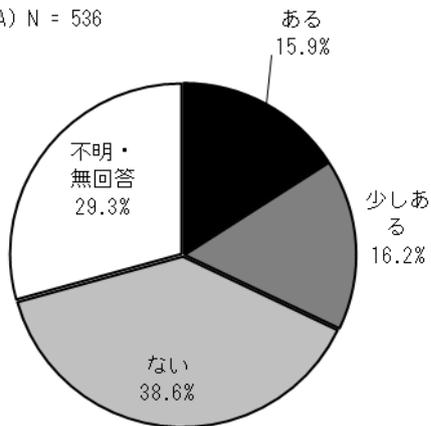
(MA) N = 536



②⑧差別や嫌な思いについて

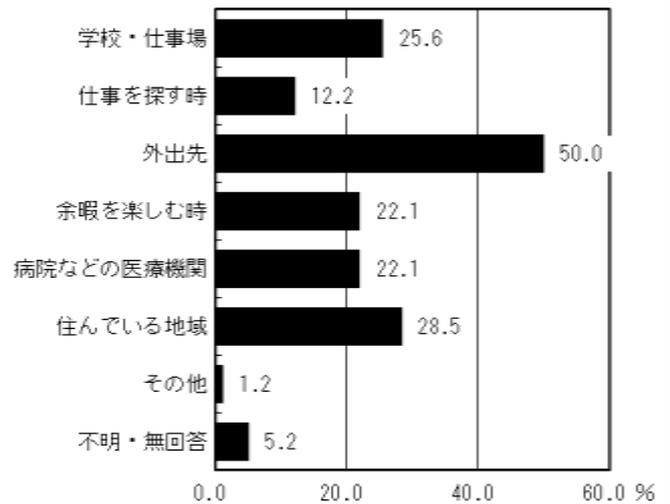
○差別・嫌な思いのの有無

(SA) N = 536

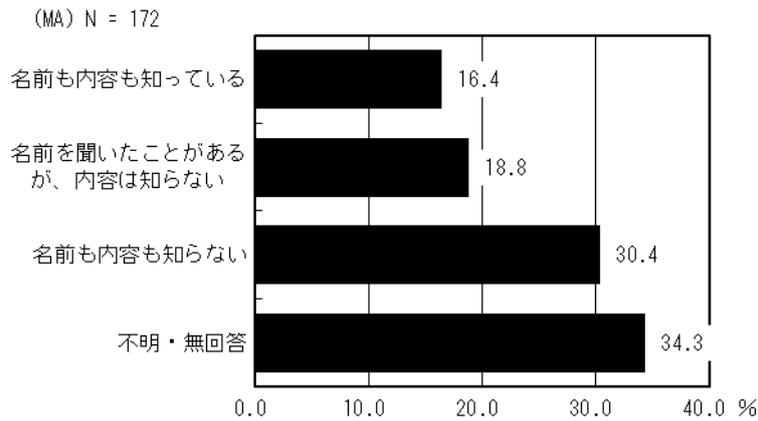


○差別・嫌な思いをした場所

(MA) N = 172



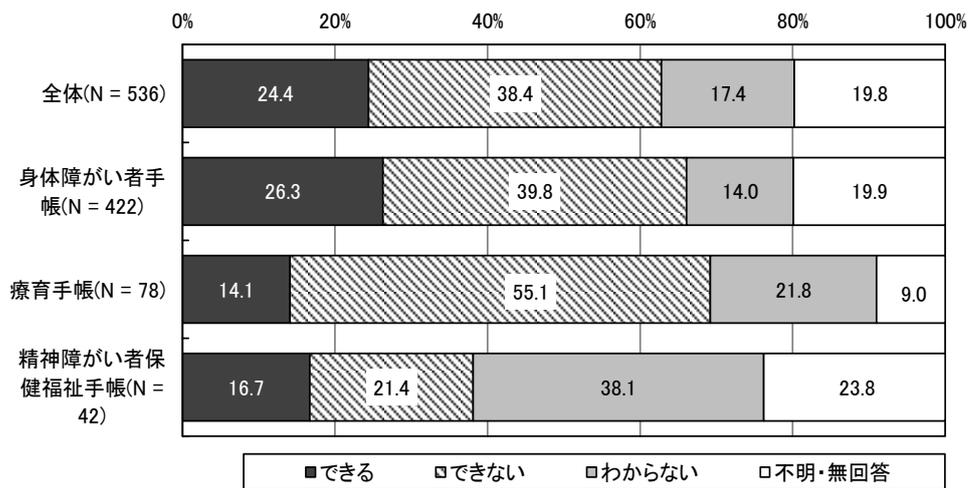
⑳ 成年後見制度の認知度



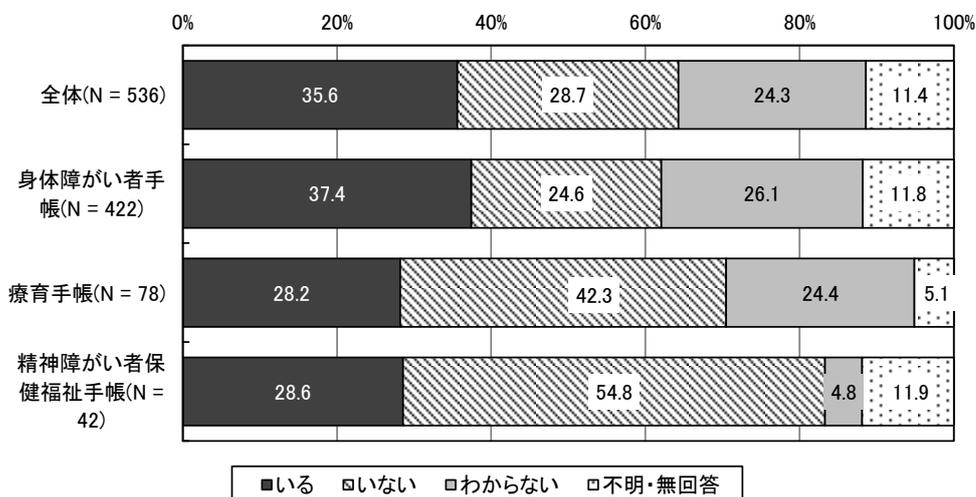
《12》災害時の避難等について

第3章 5. 施策の展開
(6) 日常生活環境の整備

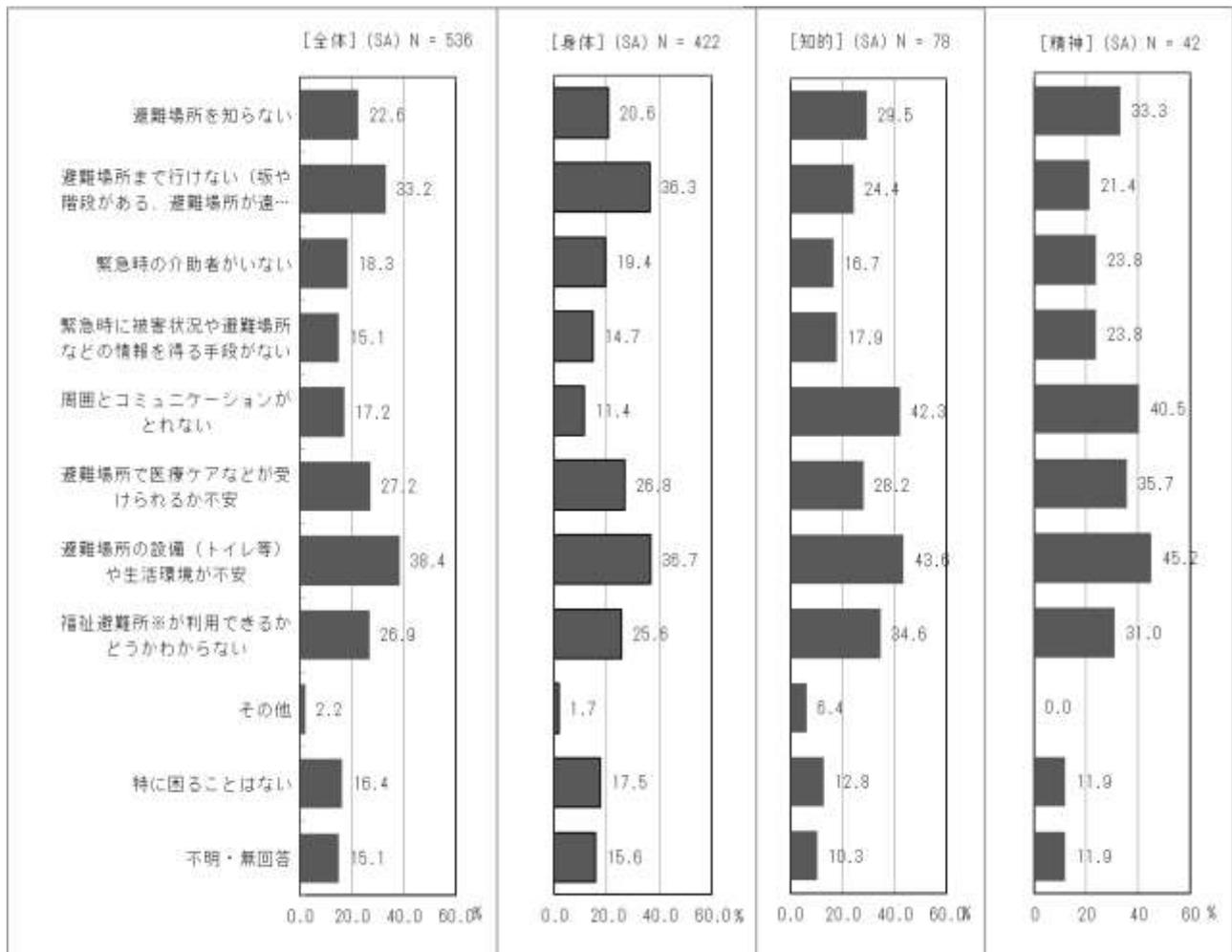
㉑ 災害時の避難



㉒ 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人



③②災害時に困ること



2. 事業所・団体ヒアリング調査結果(抜粋)

(1) 調査概要

調査対象 : 障がい者団体・障がい者支援施設等
 調査方法 : 調査票の配布・回収、面談
 面談日 : 平成 26 年 9 月 24・25 日
 対象団体・事業所

《障がい者団体等》
吉野川市身体障害者連合会
吉野川市手をつなぐ育成会
精神障害者家族会
徳島県聴覚障害者福祉協会
吉野川市社会福祉協議会
《障がい者支援施設等》
中央広域障がい者生活支援センター はくちょう
障害者支援施設 野菊の里
地域活動支援センター ことじ
障がい者就業・生活支援センター わーくわく
障害福祉サービス事業所 ヴィヴァーチェ野菊
障がい者就労支援センター かがやき
就労継続 B 型 アトリエひまわり
就労継続支援 B 型事業所 あおぎ
就労継続支援センター 巣立
児童デイサービス ゆずっこ
発達支援センター よしのがわ
ナイス
ヘルパーステーション ゆず
まごころ介護
特定非営利活動法人ハートこあら
障がい者支援施設 すみれ園
障害者支援施設かしがおか
障害者支援施設 野菊の里

(2) 団体調査

啓発・広報・理解・社会参加

ご意見
<p>広報・啓発について</p> <ul style="list-style-type: none">●新しく手帳を交付された方に対して、窓口で団体への加入を推進してほしい。●個人情報保護法ができ、手帳所持者の把握が難しく、会員の増強が難しくなっている。●新規会員の加入をどのように促進していくかが一番の課題。●県発行の「福祉のしおり」を手帳交付や更新時のみだけでなく、手帳所持者にも団体を通じて配布してほしい。●当事者団体の存在や役割を正しく認識してもらうための啓発が必要。●他の団体や地域住民と連携しながら、社会貢献ができることを広める必要がある。●新しい制度やサービスについて障がい者にまで情報が流れて来ないので、情報の提供をより一層お願いしたい。●活動が活発に展開できるよう、団体活動への助成金があると助かる。
<p>社会参加について</p> <ul style="list-style-type: none">●障がいのある方が喜んで参加できるイベント等を計画してほしい。●地域の方と触れ合えるイベントがあれば理解促進にも繋がると思う。●各種行事に参加しやすくするための参加費の軽減や交通手段の確保を検討してほしい。●障がい者関係の行事には、市関係者の方にも出席して、障がい者の状況等を常に把握してもらい積極的に支援をしてほしい。●当事者を孤立させないための各種施策（サロン活動等）の実施が重要。
<p>理解について</p> <ul style="list-style-type: none">●障がいに関しての差別や偏見が残っている。●多くの方が障がいを理解し、見守っていく必要がある。●精神障がい者が地域で生活していけるよう、差別や偏見を無くすため、自治会等での学習会の実施や地域における健康教育の実施が必要。

生活支援

ご意見
<p>訪問系サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none">●家族の方は心身ともに疲れているので、保健師等の訪問等のケアをしてほしい。●徐々に利用者が減ってきている。もっと気軽に利用してほしい。●相談支援事業所の方が毎回相談にのってくれるので、大変助かっている。●本人、家族の負担軽減が必要。●死別や入院等により本人ひとり暮らしをしている人、また近い将来ひとり暮らしになりそうな人もいる。家事援助等のサービスを受けながら、きちんとした生活をしていけたらと思う。市、関係機関でサービスを受ける必要のある人の把握をしていただきたいと思う。●時間的なことやサービス内容の制限等を問題だという意見を聞いたことがある。●サービスの仕組みがよくわからない。

ご意見

日中活動系サービスについて

- ほとんどの人が自分に合った日中活動の場所へ通所されていると思う。自宅に引きこもることなく、全ての方がサービスを受けられるようにしてほしいと思う。
- 日中活動の場所と、生活の場所を繋ぐサービスや量を増やしてほしいと思う。
- 市から委託されている、「かがやき」のお菓子作り教室・パソコン教室ですが、開催時期が毎年各教室とも同時期になっている。開催時期によって参加できる方もいる事を考えて、少しでも多数の方が参加できるよう計画変更をお願いしたい。
- 水中歩行等の訓練ができる施設が吉野川市内でできると良いと思う。

施設・居住系サービスについて

- 保護者の高齢化により、入所しなければならない人が増えつつあるが、入所施設は定員いっぱい待ちの状態だと聞いている。
- 市が施設と連携して企業等も巻き込みながらグループホームを増やしてほしい。
- グループホーム・ケアホームの整備促進が必要。
- 施設入所支援について待機者が多くなっている。待機状態ができるだけ無きよう施設整備をお願いしたい。

地域生活支援全般について

- 障がい者移動支援事業を実施しているが、利用者が年々増加している。特に、人工透析をしている人の利用が多く、月3回の予約を先に入れてしまうために、後から、利用したい人が、予約を取ることができなくなっている。
- 障がい者移動支援事業について現在2台の自動車を運行しているが、リフト付自動車の買い換えの時期が近づいている。市委託金での購入を検討していただきたい。
- 重度障がい者が利用している移動支援事業について、利用回数を増やしてほしい。
- 移動支援事業、日中一時支援事業等は、あまり知らない会員が多いのではないかと思います。サービスを受けることができることをもっと知らせてほしい。
- 市の活動の中で生活支援のプロの認識を持つ人の意見のシステム化が必要だと思う。
- 住みよいまちづくりするためには、ことばの壁がないこと、自由なコミュニケーション環境が必須条件。
- 手話奉仕員（通訳者）養成、手話通訳者派遣事業の充実が不可欠。
- 専門的な手話通訳者を、行政窓口に配置し、意思疎通支援に係る相談支援の体制整備を図ってほしい。
- 障がい者支援サービス受給者証の手続きをする際、市の担当者とコミュニケーションがとれず事業所との契約や支援サービスを受けられないケースがある。

障がい児支援全般について

- 発達障がいの子どもが増えていると聞く。発達障がいの子どもを抱えた保護者の方の1番困ることは、放課後や夏休み等の長期休みの時に、限られた事業所しかサービスを提供していない現状だと思う。市の補助がもっとあれば、事業所も増えると思う。
- 障がい児に対する支援は教育関係との連携もあり、ある程度進んでいると思う。

就労支援全般

- 市役所や企業での雇用を促進してほしい。
- 障がいのある方の一般就労はとても難しいと思う。能力があっても過去に就労していたときのいじめ等の経験により、就労を希望しない方も多くいる現状がある。
- ジョブコーチ制度の導入をもう少し進めていただけたらと思う。
- 精神障がいの特性を理解し、企業側にもよく通じたジョブコーチ制度の充実が必要。
- 精神障がい者と受け入れ企業側との理解を深めるための交流、講習会を実施が必要。

ご意見
<p>各種経済的支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい程度が低く、就労にも少しの支援で実現できるような人に対しては、年金等も低額になる。国レベルの支援が届く前に県や市レベルの個別の支援を考えてほしい。 ●自立支援医療自己負担金の助成に対する見直しが必要。
<p>相談支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談したくても気安く申し出できないため、定期的に訪問することが好ましい。現相談員を教育し、定期的に巡回して相談しやすい状況をつくるのがいいと思う。 ●「手をつなぐ親の会」の全国組織においても、重要な施策になっているが、地域自立支援協議会が期待に応えているようにも思えない。 ●行政担当者や事業所等の相談支援専門員のほとんどが、聴覚障がい者の障がい特性を、正しく理解できていないように感じる。研修会等の実施が必要。 ●相談員が高齢化してきているので、若い方や元気な人に委嘱してほしい。 ●諸制度や相談員のあり方等相談員の資質を向上するための研修会を開催してほしい。 ●相談員に自覚を持ってもらうため、広報で相談員の紹介もしてほしい。 ●相談支援事業所、地域自立支援協議会等どこに開設しているかわからない。
<p>権利擁護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知的障がいと精神障がいの両方をもつ者がいて、困難ケースが増えている。当事業は、金銭管理だけをしているわけではないが、金銭管理をしてほしいという要望が多い。市役所・相談支援事業所等関係機関との連携が、ますます必要となってくる。 ●成年後見制度について、以前、市役所担当課が、受け付けてくれないということがあった。担当者によって、対応が異なるように、受付をしていただきたい。高齢者部門に比べて、障がいの方が、少ないと聞いたので、予算確保をお願いしたい。 ●虐待防止法等の法整備が整ったが、成年後見制度への関心は、地域においては低いように思う。法人後見等も進めてもらえたらと思う。 ●制度を知らない人もおり、家族に説明、周知する必要性を感じる。家族教室等で出前講座をしてほしい。 ●情報アクセス・コミュニケーションの保障が重要。 ●障がいのあるなしに関わらず、誰もが情報が獲得でき、コミュニケーションできることが、権利擁護には欠かせない。 ●手話のできる市役所職員、ケアマネージャー、相談員を配置していないことは、ろう者にとって不利益を被っているため、明らかな差別である。

生活環境

ご意見
<p>住まいについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者世帯が、公営住宅の入居を希望、あるいは、施設への入所を希望しても、保証人がいない場合は、入居（入所）ができない。市役所が保証人となる、あるいは、保証人を免除する等の対応の取り組みをお願いしたい。 ●障がい者が居住できる、市営住宅の建設をお願いしたい。
<p>道路・公共交通機関について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車道と歩道の段差が大きすぎる。また、スロープが急で車椅子や電動車椅子の通行に不安定な状況が見受けられるので、緩やかなスロープに改善してほしい。
<p>防災・防犯対策について</p>

ご意見

- 災害緊急時の支援について、重度障がい者の実態把握ができていないと思う。
- 障がい者の住居等は把握しているのかが重要であり、民生委員や市職員の方の訪問等をしてほしい。
- 災害緊急時の支援については、ネットワークづくりの事前の対策が必要だと思う。
- 災害時に一番被害に遭うものが、視覚障がい者や聴覚障がい者並びに重度障がい者の方だと思う。避難場所、避難経路、避難方法等、障がい者用の災害対応マニュアル等も作成していただけたらと思う。
- 緊急災害時どこへ連絡すればよいか等、地域ごとに各家庭に『災害に対する日頃の心構え』等を配布して欲しい。
- 災害が起きた場合の対策は、どのようにしたら良いかわからない。ビデオとか、消防の方の講演とか参考に成ることがあれば知りたい。地域の防災訓練にも参加したい。
- 避難所における障がい者等の受け入れ体制の整備等が必要。
- 災害時や緊急時に、聴覚障がい者へ情報を伝達するにはどういった工夫が必要か、市が主導して住民を巻き込み、みんなで検討していく取り組みが大切。
- ろう者を含む様々な障がい者が、一般住民に交じって防災訓練を実施することにより、課題が明らかになる。
- 防災ラジオの代わりに目で見て認識できる情報機器や、手話及び字幕付放送の専用アダプター（アイドラゴン）を設置し、障がいに応じた情報提供を積極的に取り入れるべきである。

教育・育成

ご意見

- 公共施設、制度、団体などうまく利用できるよう情報を知らせてほしい。
- 地域の小中学校にも支援学級ができ、担任の先生も多く配属されているように聞く。発達障がいにもいろいろな症状があり、その子に応じた対応の仕方は難しいと思われるが、専門的な知識を持った先生の配属等を教育委員会にはお願いしたいと思う。
- 障がいの概念も広がり、発達障がい等の分野での教育も難しいものがある。
- 教育、医療、福祉等の横の連携がさらに重要だと思う。
- 障がい児も健常児も同じ教育を受けられるよう施設全体のバリアフリー化を希望する。
- 一年に一度でも障がい児だけのスポーツ大会（障がい別）を開催してほしい。
- 障がいのある子どもに対して、いじめのない教育指導をお願いしたい。
- 支援学級や養護学校等のハード面は以前に比べて充実してきているが、健常者により深い理解をしてもらえることが重要。

雇用・就業

ご意見

- 障がいのある方の一般就労はなかなか難しい。きちんとやっていける能力のある方もたくさんいるので、学校、ハローワーク、市等が情報交換しながら就労を希望する方に対して、少しでも多くの機会を与えていただけたらと思う。
- 「市」単位での支援は必要だが、雇用を県や他県等に広げ、連携した広い地域でのグループホーム等の支援が必要。
- 雇用、特に一般就労については、まだまだできていないように思う。

ご意見

- 市関係機関団体等からも、もっと積極的に雇用促進に取り組んでほしい。
- 公務員や大企業に障がい者雇用の門戸や採用枠の拡大を望む。
- 旧山川町では、健常者の若者でも働く場所が少なく他町へ努めに行っている。もっと工場誘致をして欲しい。また、市内に障がい者就労支援センター等の設置を希望する。
- 雇用促進法による障がい者採用のうち、聴覚障がい者の公務員の割合が低いのは不当であると思う。障がい種別に応じた、公平な採用を望む。
- 行政や公的な機関での採用が改善されない限り、民間企業での障がい者雇用が良くなるとは考えにくい。

保健・医療

ご意見

- 手帳B判定の人でも医療費無料が望ましいが、もう少し補助があればと思う。
- 障がい者個別の医療状況があると思うが、身体的には問題のない障がい者だからこそ、健康は生活を送るための、病気にならない保健や医療の取り組みを望む。
- 高齢になると病気が次第に増えて、医療費負担が厳しくなってくるので、障がい者医療費について、もう少し幅を持たせて助成をしてほしい。
- 下肢障がい者（車椅子の方）等で、通院の移手段に困っている人がたくさんいる。
- 難病対策にもう少し取り組んで欲しい。
- 医療費が高額になるため、自己負担金の助成制度施策の検討
- 保険や医療は命に直結する場面であり、意思疎通の困難が生じないように、保健所や病院には公費で手話通訳者を配置すべきである。

情報・コミュニケーション

ご意見

- 障がい者社会参加促進事業で、声の広報発行事業を実施しているが、利用者が少ない。市役所の担当課から、視覚障がい者に、本事業の周知をしてほしい。
- 担当窓口を充実し、関係機関・団体等への情報を迅速・丁寧に伝えるべきである。
- 障がい者、または保護者の方に対しての情報提供が少ない。市、関係機関から積極的な情報提供をお願いしたい。
- 障がい者(児)のみならず、その保護者等への情報提供や、コミュニケーション支援をお願いしたいと思います。
- 病院等に行った時、障がい者専用駐車場が利用証なしで駐車していることが多いように感じる。啓発をもう少ししてほしい。
- 市の広報紙にもっと障がい者に対する記事を載せてほしい。
- 福祉サービスの制度を活用したくてもサービス内容を知らない人も多いので、福祉サービスの情報を発信してほしい。
- 情報のバリアフリー化が、まったく進んでいない。
- 市や関係機関と当事者団体が連携し、意見交換をするなど、協力しながら情報のバリアフリーについて、具体的に取り組むことが重要であると考えます。

吉野川市の施策について

ご意見
<ul style="list-style-type: none">●窓口まで出向き相談することで満足しているが、時には要請あれば担当者が出向き話し合いしてほしい。●毎年補助金をいただいている。なかなか会員を増やすことが難しく、会費収入が少ない今とても助かっている。今後もできるだけ現状のままお願いしたい。●担当の職員の方が毎年のように変わっているので、もっと長く関わってほしい。●全般により印象で受け取っているが、改善すべき点があるのであれば、団体の関係者も含めた当事者の意見を発信する機会と意欲がないのだと思う。●障がい者団体の自発的・自立的な活動を支援・育成するために、行政や社協から、経済的稼働的（ノウハウ）応援を強化してもらいたい。●身体の不自由な方の為にも市役所担当窓口を本庁舎1階にしてほしい。●市役所・社協とは、各団体に関わるにおいて同じ目線で取り組んでほしい。●スポーツ大会・グラウンドゴルフ・フライングディスク等ほとんど山川、美郷で行っている。料理は川島、市場。車の運転ができない人は参加希望であってもあきらめている方もおられます。地域で参加しやすい配慮をお願いしたい。●身体障がい者スポーツ大会の開催について、情報が入りやすくなったのは良いと思う。●言語としての手話を守り、育てる環境が必要。

重点的に取り組むべき課題

ご意見
<ul style="list-style-type: none">●団体をもっと充実するため市としてのPR・助成。●入所施設、またはグループホームの建設を市の事業として早急に考えていただきたい。●障がい者団体の指導育成を通じて、現在団体にも加入せず、孤立状態にある障がい者を支援し、安心して暮らせる、心の通いあうまちづくりを進めてもらいたい。●住民が障がい者に関して無関心でなく、積極的に関心を持って理解できるよう、また安心して地域に戻れるような環境づくりをしてほしい。●障がい福祉の窓口到手話通訳者が設置されているのは、一定の前進である。ただ、非正規雇用であり、雇用年数に制限があるのは、専門職である手話通訳者には不適切である。正規雇用で安定的に支援ができる身分保障にするべきである。

計画策定にあたって

ご意見
<ul style="list-style-type: none">●障がいのある方にとって住み良い優しいまちづくりは、健常者の方にとっても優しいまちづくりにつながると思う。●国の施策を早く取り入れることと、国の施策に振り回されることのないことを同時にお願いしたい。吉野川市が発信源になるような施策の独自性も示してほしい。●団体が活発な活動をしなければ障がい者一人ひとりの切実な意見を行政に伝えて行くことが難しくなる。この実情を打開するためのご指導お願いしたい。●総合的な意見として、以前に比べ障がい者に対する理解はよくなってきたと思う。●常に当事者の立場に立って、障がい者の目線で言動して頂きたい。●「情報アクセス・コミュニケーション保障条例」及び「手話言語条例」の制定。●手話奉仕員の拡充、手話通訳者の増員と予算の増額。

(3) 事業所調査

障がい福祉サービスの現状や問題点・課題

ご意見
<p>訪問系サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none">●人材の確保が困難。ホームヘルパー自身の高齢化。若い人材の確保、定着が難しい。●報酬単価の低さ。昇給や賞与支給が難しい。●制度やサービス提供の意義理解が難しい。利用者への理解啓発が必要。●家事援助のサービス提供が利用者の自立する意識を薄らげているように感じる。ヘルパーも自立してもらう意識を持つこと、支援者の情報共有、連携推進の重要性を感じる。サービス提供期間を設けるのも一案。●精神障がいの方で当日にキャンセルするケースがある。利用者へ安定的にサービスを提供できず、利用者の不利益につながる。また、収支のバランスが不安定になる。●ALS 等難病患者の方へ喀痰吸引ができる職員の育成が難しい。また、研修等を受ける職員も少なく、技術向上やサービスの需要に見合った供給に至らない。●土日のヘルパー事業所が少ない。マンパワー不足で断られることがある。●ヘルパー事業所より精神障がい者への支援方法などを学ぶ研修会を開催してほしいとの希望がある。●人工呼吸器、経管栄養等の重度な利用者への支援の研修会が必要だが、研修会の回数が少なく、研修費も個人・会社の負担となっている。●重度訪問介護が重要。男性ヘルパーが不足している。
<p>日中活動系サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none">●生活介護の事業所が少なく、就労が困難な方の日中活動が保障されていない。●日中活動終了時から、保護者の終業時間に差があり、空白の時間ができる。共働きができないなどの理由で入所志向に傾いていると感じる。●生活介護、就労継続支援（B型）の事業所の認可を増やしてほしい。●就労移行支援が機能するようになる必要がある。●土日、祝日の受け入れが不足している。●就労継続支援（B型）で毎日通所されない。特に精神障がいの方が多い。●利用者の工賃アップの為、様々な作業を行ってもらっているが支援員の負担も多い。●施設のスペースに問題がある。また、通所者の症状が多様化している。●通所者の地域生活力、社会生活に必要な基本的習慣の向上を目指す。●作業場以外の通えるところ（憩いの場的なところ）がほしい。●就労継続支援（B型）で工賃アップの為の新規事業や企業との接点が見出しにくい。労働時間が少ない。官需の優先発注や設備整備に関しての支援策を講じてほしい。●就労移行支援事業所の増加、就労継続支援（A型）事業所や日中活動地域活動支援センターの開設が望まれる。●地域活動支援センターのほとんどが就労継続支援（B型）に移行した。就労継続支援（B型）の利用が困難になった方の次の受け入れ先がなくなった。●自立訓練の期限（1年半）では就労移行や訪問系サービスのみでの生活に結び付けるのが困難。より充実した訓練を行うため、期限を検討してほしい。
<p>施設・居住系サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none">●重度の重複障がい者や難病を抱える利用者が増えている。人員不足、設備の整備を行い良質なサービスを行いたい、加算が年々減少している。

ご意見

- 施設入所者は低所得の方が多く、介護タクシーを利用することが難しく、社会参加の機会が少なくなっている。
- 障がい者の方の自立支援の為にグループホームの増設が必要。
- 施設入所者の高齢化が進んでおり、高齢の方の生活の場が必要。
- 50歳未満の障がい者の区分が4以上となっているが、区分ではなく個々の事情に合わせて決定するべきだと思う。
- 施設入所支援の必要な職員数と報酬単価が合っていない。
- 入所者の高齢化対策で地域医療や介護予防等の機関との連携が重要。一方で地域移行が謳われる中で、入所施設の在り方が問われている。
- 入所希望に至る必要性に注視し、問題解決を図る為の施策が必要。

地域生活支援全般について

- 障がい者やその家族、地域住民が気楽に触れ合える憩いの場（サロン）が地域にあれば身近な問題や早期発見、情報共有などが図れるのではないかと。
- 県外への移動や宿泊を可とした移動支援をしてほしい。
- 制度の認知度が低い。
- 個別相談や個別支援会議で出された課題をサービス調整会議で共有し、支援課題を集約した地域課題を解決する為に自立支援協議会を活用していきたい。

障がい児支援全般について

- 発達障がいに関する専門的知識のある職員の相談窓口支援。
- 通級指導教室の設置
- 受給者証の取得の手続きが複雑でサービスの受給が難しくなっている。
- 18歳までの計画と18歳以降の計画を家族と考えていくことが重要。
- レスパイト、カウンセリング等の家族のケアが重要。
- 家族への支援が不足している。
- 早期療育体制の普及が重要。
- 放課後等デイサービスの充実等、学校が長期休暇中の児童の支援が必要。
- 福祉型児童発達支援センターの創設。
- 人工呼吸器の装着等、常時医療ケアが必要な重度心身障がい児が日中や夜間に利用できる施設が無い。身近な地域にある医療機関が受け皿となってもらえたらと思う。
- 日中一時支援は報酬単価が低く、マンツーマン体制での受け入れが困難。利用者の重度化に合わせ、短期入所程度の単価の引き上げが望まれる。

就労支援全般について

- 企業へ障がい者雇用の推進を図る為の啓発活動が重要。
- 本人が生きがいを持って取り組めることと収入面での安定が必要。
- 一般就労に関して企業側も求める障がい者のハードルが高くなってきている。ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を強化し、職場の開拓、一般就労、定着支援に力を注いでいきたい。
- 就業後の職場定着支援についてマンパワー不足をどう解決するかが課題。
- 短時間でできる仕事の準備。
- 定着支援や雇用先の確保が明らかに不足していると思われる。
- 職場実習奨励金、就職支度金制度はずっと継続してほしい。
- 徳島県障害者就業センター、ハローワーク等との関係によるジョブコーチの育成支援が重要。
- トライアル雇用やステップアップ雇用のような各種制度の積極的活用と受け入れ企業の雇用開拓・啓発促進を進めていく必要がある。

ご意見

- 障がい者理解を進め、就労の機会を創る必要があると考える。
- 報酬単価を就労移行支援事業は高く、就労継続支援事業は極端に低く定められ一般就労重点型である。一般就労への移行は重要な施策ではあるが、そのみで障がいのある人々の全体の就労ニーズを満たすことはできず、多様な就労形態がバランス良く用意されなければならないと考える。

相談支援体制全般

ご意見

- 相談事業は、3障がいに対応した総合的な相談窓口として機能できるよう、相談支援専門員の資質の向上が求められる。そしてサービス調整会議、地域自立支援協議会を活用し、関係機関の連携、ネットワークの構築を図ることが必要。
- 本人や家族と直接面談し、ニーズの把握・適切な目標設定が必要不可欠である。現状は、計画相談支援、障害児相談支援での利用計画作成に時間がかかり、訪問や面談での相談受付が減少傾向にある。
- 現職員配置において負担が大きい。職員配置数を保障できる報酬単価の見直し、障がい者・児の福祉サービス利用の円滑化を求める。
- 支援されている側が抱える問題を十分に理解できていない。問題提議が大切だと思う。
- 相談支援員の人数不足。相談員が多忙、相談員の数を増やせる環境にしてほしい。
- 自立支援協議会の参加機関が多いため、意見が出にくくなっている。
- 相談支援事業所の周知が進んでいないので周知する啓発活動が必要。
- 指定相談支援事業所が通所しているメンバーの支援を受けている場合、事業所も色々と相談ができ、連携が取れるので問題点が共有できていて良い。
- 自立支援協議会における、地域移行、地域定着の調整機能やそのための具体的地域資源の整備など更なる活性化が必要。
- 緊急時や困難な事例を相談支援事業所だけでなく、関係者が定期的に集い検討できる場や体制が必要。

権利擁護の推進

ご意見

- 継続的な啓発活動が必要。
- 虐待防止についてもっと研修や取り組みを深める必要がある。
- 研修会の回数を重ねないと理解しづらい。事業所等への出前講座をしてほしい。
- 職種支援者の連携による虐待防止、権利擁護の推進が必要。
- 成年後見人の育成が重要。
- 障がい者の高齢化も進んでおり、成年後見制度の利用も増加すると思う。
- 発達障がいの認識は、少しずつ広まりつつあるが、まだ実情に対しての認識が薄く理解されにくい。環境の整備を行っていくことと、地域社会への情報発信が必要。
- 社会福祉協議会で成年後見人制度に係る事業の実進を進めてほしい。
- 成年後見制度の支援対象となる人が増加している。
- 日常生活自立支援事業での支援内容に限界がある。
- 成年後見制度が必要と思われるが、生活保護を受けているなど資力が乏しいとの理由から報酬がネックとなり第三者後見人の選任に困難を来すケースがある。
- 吉野川市でも「法人後見」実施を検討してほしい。

障がい福祉施策で重点的に取り組むべき課題

ご意見
<ul style="list-style-type: none">●東部第2サブ圏域障害者自立支援協議会で立ち上げた部会「障がい者虐待防止」「精神障がい者に関する支援」を重点的に取り組んでいければいいと思う。●外出して運動できる交流プラザのような安価で利用できる場がない。●社会福祉協議会の活動で積極的に地域と障がい者を結び付けてほしい。●ホームヘルパーの人材確保、育成。●発達障がい児・者、難病患者及びその家族への支援●関係機関・支援者の連携促進。●地域住民、民生委員や児童民生委員、教育関係者への障がい理解と支援の啓発。ミニ講座や交流会等を出前出張し理解を求める取り組みを勧めてほしい。●就労及び定着支援推進。●日中活動の場とグループホームの増加。●大規模災害時の支援体制、避難体制確立と周知(訓練含む)。●相談窓口の一本化と地域拠点の配置。●福祉教育の実践や職業体験など学校教育の中で人材育成を図る。●地域移行や退院促進が重要。

計画策定にあたって

ご意見
<ul style="list-style-type: none">●地域移行の目標数値の設定をしてほしい。●ボランティア活動初任者講座等を実施し、ボランティア活動を通して理解促進を図ってほしい。●当事者やその家族のニーズを整理、実現するために、定期的な意見交換の場を設け、施策に活かしていくシステムづくりが必要。●大規模災害時の福祉避難所設置、障がいへの理解が深く、支援の専門的知識を有するスタッフの配置が必要。●親なき後に安心した生活が送れる環境整備の構築が重要。●災害対策としては、自治会単位での災害弱者名簿を作成。名簿作成を通じて地域力の向上につなげて行くことができればよい。●障害者優先調達推進法において、事業者は、優先調達推進法でチャンスを与えられたと考えている。優先調達は努力義務ではあるが、方針や計画の策定と実績の公表は義務となっている。やらなければならないこととして、効果のみこんだ取り組みのために、地方公共団体等と各事業所が実際に検討する場を設けて頂くことが必要だと考える。

3. 吉野川市第2次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	所属役職等	備考
◎ 東谷 克子	吉野川市身体障害者連合会会長	団体
○ 島田 啓作	吉野川市民生委員児童委員協議会会長代行	学識経験
野口 優子	(福)吉野川市社会福祉協議会会長	学識経験
戸村 義則	吉野川市医師会会長	医療
岡田 廣士	吉野川市手をつなぐ育成会会長	団体
堀江 省三	(福)白鳳会 野菊の里 施設長	福祉施設従事者
山崎 恵子	(株)あおぎワークホーム 代表取締役	福祉施設従事者
大木元 繁	徳島県東部保健福祉局 吉野川保健所所長	保健
山口 洋	吉野川市公共職業安定所所長	就労
林 博子	徳島県立鴨島支援学校校長	教育
相原 一永	吉野川市議会文教厚生常任委員会委員長	議会
寒川 健治	吉野川市教育委員会教育次長	教育行政
増富 雄二	吉野川市福祉事務所所長	福祉行政
福井 弘明	吉野川市健康推進課課長	保健行政
上松 透	吉野川市介護保険課課長	介護行政

※◎:会長 ○:副会長

平成 27 年 2 月現在

4. 計画策定経過

日程	会議、調査活動等	
平成 26 年	7月 23 日	第1回吉野川市第2次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定委員会
	8月～9月	アンケート調査実施
	9月 24・25 日	団体・事業所ヒアリング調査実施
	10月 29 日	第2回吉野川市第2次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定委員会
	12月 24 日	第3回吉野川市第2次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定委員会
平成 27 年	1月	パブリックコメント実施
	2月	第4回吉野川市第2次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定委員会

5. 用語の解説

あ

アクセシビリティ

高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく様々な製品やサービス、建物を利用できる度合いを示す言葉。

インクルーシブ

「包み込む」という意味で、「包容する」「包摂する」「包含する」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。

意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行う。

か

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

合理的配慮

障がいのある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使されること。

さ

就労支援専門員

求職障がい者の障がいの状況や適性を把握するとともに、職業紹介を行うために必要な援助を行う人。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人。

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。また、平成 16 年、平成 23 年に一部改正が行われている。

障がい者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

障がい者週間

従来、国際障がい者年を記念し、障がい者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図るため 12 月 9 日を「障がい者の日」として定めていたが、平成 16 年の「障害者基本法」改正により毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間が「障がい者週間」と定められた。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」（平成 17 年法律第 123 号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたもの。施行日は平成 25 年 4 月 1 日。

障害者の権利に関する条約

2006 年 12 月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加などを一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。

障害者優先調達推進法

国などによる障がい者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関し、障がいのある人の就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律。施行日は平成 25 年 4 月 1 日。

ジョブコーチ

知的障がいや精神障がいなど、円滑なコミュニケーションが困難な障がいのある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整などにあたることで、職場環境などへの適応を支援する指導員。

自立訓練（機能訓練）

入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行う。

自立訓練（生活訓練）

入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、また特別支援学校を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行う。

自立支援医療

障がいのある人などにつき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故など）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がいなどがある。

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能が障がいされ、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存などがある。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などを法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

セミフラットタイプ

バリアフリーに配慮し、障がい者等が歩車道の境界を識別でき、歩道面に生じる勾配を少なくした歩道の形式。

相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障がい児相談支援の提供に当たる相談支援従事者。

た

地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市および県が主体となって取り組む様々な事業の総称。

知的障がい

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

特定疾患

難病のうち、厚生労働省が特に定めたもの。原因不明で治療方法の確立されていないもの、後遺症のために社会復帰が困難になるもの、慢性化・長期化によって家族の経済的・精神的負担が大きくなるもの、症例が少なく研究が進んでいないものなどが指定される。スモン、サルコイドーシス、パーキンソン病などがある。

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がい種は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な

難病

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

発達障がい者支援センター

発達障がいのある人への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障がいのある人とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がいのある人とその家族からの様々な相談に応じ、指導と助言を行う。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

ま

民生委員児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつさまざまな特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていきこうとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初からだれにとってもバリアのない社会をめざしていくという考え方。

ら

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるように援助する、障がい者の自立と社会参加をめざす施策の理念。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練などによる障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。